

# 河津町地域防災計画

〈地震・津波災害対策編〉

令和5年3月修正



## 河津町地域防災計画 第2編 地震・津波災害対策編

### 《 目 次 》

<b>第1章 総論</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の主旨.....	1
第2節 過去の主な地震・津波災害.....	3
第3節 予想される災害.....	6
第4節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	9
<b>第2章 平常時対策</b> .....	<b>18</b>
第1節 防災思想の普及【防災課、教育委員会、防災関係機関】.....	18
第2節 自主防災活動【防災課】.....	21
第3節 地震・津波防災訓練の実施【防災課、防災関係機関】.....	26
第4節 地震災害予防対策の推進【全課、教育委員会、下田消防本部】.....	29
第5節 津波災害予防対策の推進【防災課、建設課、企画調整課】.....	41
<b>第3章 地震防災施設緊急整備計画</b> .....	<b>46</b>
第1節 地震防災施設整備方針【防災課、企画調整課、建設課、水道温泉課、下田消防本部】.....	46
第2節 地震対策緊急整備事業計画【全課、教育委員会、下田消防本部】.....	49
<b>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</b> .....	<b>50</b>
第1節 災害応急対策に係る措置【防災課、総務課】.....	50
第2節 避難対策等【防災課】.....	52
第3節 その他の措置【全課、防災関係機関】.....	54
<b>第5章 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</b> .....	<b>57</b>
第1節 防災関係機関等の活動【町、下田消防本部、防災関係機関等】.....	57
第2節 情報活動【防災課、消防団】.....	66
第3節 広報活動【防災課、企画調整課、防災関係機関】.....	68
第4節 自主防災活動【防災課、総務課】.....	70
第5節 緊急輸送活動【防災課、総務課】.....	72
第6節 自衛隊派遣要請計画【防災課】.....	74
第7節 避難活動【防災課、福祉介護課、産業振興課、教育委員会、消防団】.....	75
第8節 社会秩序を維持する活動【防災課、企画調整課、下田警察署】.....	79
第9節 交通の確保活動【防災課、建設課、産業振興課、下田警察署、伊豆漁業協同組合】.....	80
第10節 地域への救援活動【防災課、産業振興課、健康増進課、町民生活課、水道温泉課】.....	82
第11節 町有施設設備等の防災措置【防災課、総務課、企画調整課、建設課、産業振興課】.....	85
第12節 防災関係機関等の講ずる住民生活及び安全確保の措置【防災課、水道温泉課、関係機関】.....	88
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策【防災課、建設課、福祉介護課、水道温泉課、教育委員会、関係機関】.....	93
第14節 町が管理又は運営する施設の地震防災応急対策【防災課、福祉介護課、教育委員会、水道温泉課】.....	99
<b>第6章 災害応急対策</b> .....	<b>100</b>
第1節 防災関係機関の活動【防災課、消防・警察他防災関係機関】.....	100

第2節	情報活動【防災課、気象庁】	107
第3節	広報活動【企画調整課、関係各課】	113
第4節	緊急輸送活動【防災課、総務課、建設課】	114
第5節	広域応援活動【防災課】	117
第6節	災害の拡大及び二次災害防止活動【防災課、建設課、下田消防本部、消防団】	120
第7節	避難活動【防災課、福祉介護課、企画調整課、消防団】	125
第8節	社会秩序を維持する活動【防災課、産業振興課】	131
第9節	交通の確保対策【防災課、建設課、警察】	132
第10節	地域への救援活動【防災課、水道温泉課、総務課、健康増進課、町民生活課、建設課、町社会福祉協議会】	136
第11節	学校における災害応急対策及び応急教育【防災課、教育委員会】	147
第12節	被災者の生活再建等への支援【防災課、町民生活課、福祉介護課】	149
第13節	町有施設及び設備等の災害応急復旧対策【防災課、総務課、企画調整課、建設課、水道温泉課、産業振興課】	151
第14節	防災関係機関等の講ずる災害応急対策【防災課、建設課、水道温泉課、ライフライン事業者、伊豆急行(株)】	154
第15節	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策【防災課、関係各課】	156
<b>第7章</b>	<b>復旧・復興対策</b>	<b>158</b>
第1節	防災関係機関の活動【防災課、防災関係機関】	158
第2節	激甚災害の指定【防災課】	164
第3節	震災復興計画の策定【防災課】	165
第4節	復興財源の確保【総務課】	166
第5節	震災復興基金の設立【会計室】	167
第6節	復旧事業の推進【防災課、建設課】	168
第7節	都市・農山漁村の復興【防災課、建設課、産業振興課】	169
第8節	被災者の生活再建支援【防災課、企画調整課、建設課、町民生活課、福祉介護課】	171
第9節	地域経済復興支援【防災課、産業振興課】	174

# 第1章 総論

本章では、この計画の目的、性格、構成を明らかにし、河津町、防災関係機関、事業所及び住民がそれぞれ果たすべき役割を示す。  
また、この計画の基礎となる第4次地震被害想定の概要を示す。

## 第1節 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「河津町地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

### 1 計画の目的

この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより町土並びに住民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格

- (1) この計画は、河津町に係る地震・津波対策について定めるものである。
- (2) この計画は、河津町における総合的な地震・津波対策計画であり、県、防災関係機関、事業所及び住民が総力をあげて、これに取り組むための基本指針となるものである。
- (3) この計画のうち、第3章は、「地震防災対策強化地域における地震緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- (4) この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策について、特に緊急に実施するものについて定める。
- (5) この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ見直しを行うものである。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒 宣言に係る応急 対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

### 3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。計画編は次の7章による。

<div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>第1章</b> 総論         </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>第2章</b> 平常時対策         </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>第3章</b> 地震防災施設緊急整備計画         </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>第4章</b> 南海トラフ地震臨時情報への対応         </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>第5章</b> 東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策         </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>第6章</b> 災害応急対策         </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>第7章</b> 復旧・復興対策         </div>	第1章	総論	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項について示す。
	第2章	平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策について示す。
	第3章	地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等について示す。
	第4章	南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応について示す。
	第5章	東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策について示す。
	第6章	災害応急対策	地震及び津波災害が発生した場合の応急対策について示す。
	第7章	復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策について示す。

**※東海地震に関連する情報が発表された場合における町の防災対応を定めている章だが、現在気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていない。**

### 4 留意事項

各節の名称後の【〇〇課、△△署】は、当該業務や活動を担当する庁内各課や防災関係機関を示しているが、あくまで主要な部署であり、関係する全ての部署・機関を記載しているものではない。

## 第2節 過去の主な地震・津波災害

### 1 過去の主な地震災害

近年の地震被害としては、1978年（昭和53年）1月14日に発生した伊豆大島近海地震（M=7.0）があげられ、被害としては死者11人、負傷者28人、住家全壊16戸、半壊56戸、文教施設6箇所、病院14箇所、道路494箇所、橋梁2箇所、河川27箇所、港湾施設1箇所、水道85箇所、清掃施設2箇所、崖崩れ38箇所、鉄道12箇所、通信施設140箇所に及んだ。

また、見高入谷で大規模な山腹の崩土が発生、4戸埋没、死者7人を生じた。また梨本でも大規模な崩壊が発生した。

（静岡県地震災害史、町資料等）

### 過去の主な地震災害

西暦	年月日	地震名 (マグニチュード)	概要
1891	明治24年10月28日	濃尾地震 (M8.0)	湯ヶ野の温泉は、地震後4～5℃程度上昇した。付近の飲用に好適の井戸が、地震後2～3日して湧水量が5割増え、温度も上昇、飲用不適となった。
1923	大正12年9月1日	関東大震災 (M7.9)	地震により津波発生。津波の高さは谷津で3～4.5m、見高浜で2.6～4.2mであった。東京・横浜を潰滅させた大地震であるが、当地では上河津村で家屋1戸が全壊した。また、9月10日の余震でも道路破損等の小被害があった。
1934	昭和9年3月21日	天城山付近の局地震 (M5.5)	上河津村で墓石が転倒した。
1944	昭和19年12月7日	東南海地震 (M7.9)	上河津で震度3。被害はなかったが、県中・西部では大被害を生じた地震である。
1960	昭和35年5月24日	チリ地震	南米チリで起こった地震により津波発生。津波の高さは0.8m、はじめ強く引いて、いつもは見えない海底まで見えた。
1974	昭和49年5月9日	伊豆半島沖地震 (M6.9)	一部破損55戸、山（崖）崩れ7箇所の被害が発生した。
1976	昭和51年8月18日	河津地震 (M5.4)	被害は本町に限られ、家屋半壊3戸、一部破損61戸、道路損壊2箇所程度であった。被害総額4億4,192万円。
1978	昭和53年1月14日	伊豆大島近海地震 (M7.0)	町の被害は死者11人、負傷者28人、住家全壊16戸、半壊56戸のほか、文教施設6箇所、病院14箇所、道路494箇所、橋梁2箇所、河川27箇所、港湾施設1箇所、水道85箇所、清掃施設2箇所、崖崩れ38箇所、鉄道12箇所、通信施設140箇所等が損壊した。また、見高入谷で大規模な山腹の崩土が発生し、4戸埋没、死者7人。梨本でも大規模な山腹の崩土発生。被害総額89億3,000万円。
1997	平成9年3月3～12日	伊豆半島東方沖群発地震 (最大M5.7)	伊東市を中心に441回の有感地震を記録。最大震度5弱。町における最大震度は4、被害なし。

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

西暦	年月日	地震名 (マグニチュード)	概要
2000	平成 12 年 6 月 12 日	伊豆諸島周辺 群発地震 (最大M6.4)	最大震度6弱。三宅島・新島・神津島付近にかけて火山性地震が頻発。震度5弱以上が10回以上。町内における最大震度は4、被害なし。

(資料編 資料 9-4 静岡県周辺の過去の主な地震 参照)

## 2 過去の主な津波災害

- 関東大地震以降、伊豆の沿岸及び静岡県内での津波の状況は次のとおりであり、観測結果から、概ね2m以上の津波の来襲があると被害が発生する傾向にある。
- 伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、また、津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

### 過去の主な津波災害

西暦	発生年月日	地震名	概要
1923	大正 12 年 9 月 1 日 11 時 58 分	関東大地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆地方で地震後5分～10分ぐらいして前後2回押し寄せた。波高は熱海で当時の海面より6.5m、網代2.7m、伊東4.3m、多賀5.6m、柿崎4.6m、外浦4.1m、稲取3.6mを記録した。</li> <li>・伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。</li> </ul>
1933	昭和 8 年 3 月 3 日 02 時 31 分	三陸沖強震	東北地方の海岸では最高 24mの津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15 cm ぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅 30 cm 位であったが、被害はなかった。
1944	昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	東南海大地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊野灘海岸では波高 10mに達したところもあるが、県下では下田町柿崎で、地震後 30 分ぐらいで 2.5mの津波が押し寄せた。清水では 30 cmの退水を観測し、榛原郡相良港では波高 2m ぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高 2m 位と推定された。</li> <li>・沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。</li> </ul>
1952	昭和 27 年 11 月 5 日 02 時 01 分	カムチャッカ 半島沖地震	下田港付近では5日8時40分から津波が始まり、推定波高 1.5mに達した。石廊崎付近でも 1.2mを観測した。内浦では振幅 30～40 cmを記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
1953	昭和 28 年 11 月 26 日 02 時 48 分	房総半島沖地震	伊東では地震後 18 分で振幅 14 cmの津波が押し寄せた。石廊崎で 60 cm、内浦で 13 cm、清水で 21 cmが観測されたが被害はなかった。
1960	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	チリ地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間位して津波が押し寄せた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現われはじめ、最大振幅 140 cmであった。内浦 214 cm、清水 217 cm、御前崎 380 cm、舞阪 79 cmが観測された。</li> </ul>

西暦	発生年月日	地震名	概要
			<ul style="list-style-type: none"> <li>県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。</li> </ul>
2010	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	チリ中部沿岸で発生した地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から 23 時間位して津波が押し寄せた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18 cm であった。下田港 43 cm、内浦 32 cm、清水 21 cm、御前崎 54 cm、舞阪 20 cm が観測された。</li> <li>下田市で住家 8 棟が床下浸水した。</li> </ul>
2011	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m 以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。</li> <li>県下では、11 日 16 時 8 分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高 144 cm、沼津市内浦で 135 cm、清水 93 cm、南伊豆町石廊崎で 74 cm、舞阪 73 cm、焼津 83 cm を観測し、下田市では住家 7 棟、店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。</li> </ul>

総論	第 1 章
平時時対策	第 2 章
地震防災施設緊急整備計画	第 3 章
南海トラフ地震臨時情報への対応	第 4 章
連情報及び警戒宣言に係る応急対策	第 5 章 東海地震関
災害応急対策	第 6 章
復旧・復興対策	第 7 章

### 第3節 予想される災害

- 町に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。
- このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。
- 一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。
- また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）等の巨大地震についても発生することを想定する必要がある
- この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部等を震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。
- 津波については、上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

（資料編 資料9-3 地震について 参照）

#### 1 第4次地震被害想定

- 本想定は、静岡県が平成25年6月に公表したもので、地震によって、町内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。
- 試算については、町において最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」等を踏まえ、駿河トラフ、南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1、レベル2の地震・津波を対象とした。
- なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意する。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 （内閣府（2012））
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府（2013））

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連係に係る心急対策
第6章 災害心急対策
第7章 復旧・復興対策

※ 相模トラフ沿いでは約 200～400 年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄 16 年（1703 年）元禄関東地震は大正 12 年（1923 年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。国から相模トラフ側でのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波が提示されるまでの間、当該地震を相模トラフ側のレベル 2 の地震・津波と位置付ける。

注）内閣府（2012）とは、「南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について」である。

内閣府（2013）：首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

- なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに住民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

（資料編 資料 9-5 静岡県第 4 次地震被害想定調査（第一次報告）（1）、（2）参照）

**(1) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 1 の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）の被害想定の結果**

「第 4 次地震被害想定」による被害想定の大要及び被害想定の結果は、「資料編 資料 9-5（3）」を参照。

**(2) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 2 の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果**

「第 4 次地震被害想定」による被害想定の大要及び被害想定の結果は、「資料編 資料 9-5（4）」を参照。

**(3) 相模トラフ沿いで発生するレベル 1 の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果**

「第 4 次地震被害想定」による被害想定の大要及び被害想定の結果は、「資料編 資料 9-5（5）」を参照。

**(4) 相模トラフ沿いで発生するレベル 2 の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果**

「第 4 次地震被害想定」による被害想定の大要及び被害想定の結果は、「資料編 資料 9-5（6）」を参照。

（資料編 資料 9-5 静岡県第 4 次地震被害想定調査（第一次報告）（3）～（6）参照）

**2 遠地地震**

チリ沖地震のように、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

**(1) 概要**

ア 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。

イ 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。

ウ 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝で起きた地震に伴う津波である。

エ 過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で 24 時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で 6～7 時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で 3 時間後に第 1 波が到達する場合がある。

第 1 章 総論
第 2 章 平時対策
第 3 章 地震防災施設緊急 整備計画
第 4 章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第 5 章 東海地震関 連情報及び警戒 宣言に係る 応急対策
第 6 章 災害応急対策
第 7 章 復旧・復興対策

## (2) 特徴等

- ア 津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。
- イ 遠地津波は、途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。
- ウ 遠地津波では、到達途中での反射等により、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。
- エ 遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る心急対策
第6章 災害心急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第4節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

町、静岡県、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 1 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務
河津町	ア 地震対策計画の作成、その他河津町防災会議に関する事務 イ 地震・津波防災に関する組織の整備 ウ 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震・津波対策の促進 エ 防災思想の普及 オ 防災訓練の実施 カ 地震・津波防災のための施設等の緊急整備 キ 地震防災応急計画の作成指導、届出の受理 ク 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 ケ 避難の指示に関する事項 コ 消防、水防、その他の応急措置 サ 応急に救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 シ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検 ス 緊急輸送の確保 セ 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 ソ その他地震・津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

### 2 消防・警察

機関の名称	処理すべき事務又は業務
下田消防本部	ア 災害時における消防活動 イ 災害時における負傷者等の輸送応援
静岡県警察 (下田警察署)	ア 地震予知情報等の受理・伝達 イ 地震予知情報等の広報 ウ 危険区域への立入規制及び警備 エ 災害時における住民の避難誘導、指導及び救助 オ 交通規制、犯罪の予防等、その他災害地における社会秩序の維持 カ 避難状況等に関する情報の収集

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

### 3 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務
静岡県	ア 地震対策計画の作成 イ 地震・津波防災に関する組織の整備 ウ 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震・津波対策の促進 エ 防災思想の普及 オ 防災訓練の実施 カ 地震・津波防災のための施設等の緊急整備 キ 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備 ク 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 ケ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発 サ 避難の指示に関する事項 シ 水防その他の応急措置 ス 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 セ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検 ソ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 タ 緊急輸送の確保 チ 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 ツ 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整 テ その他地震・津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

### 4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察 局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監視 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監視 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震に関係する応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

機関の名称	処理すべき事務又は業務
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省 静岡労働局 (三島労働基準監督署 下田駐在事務所)	ア 事業場に対する地震・津波防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
農林水産省 関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
林野庁 関東森林管理局 伊豆森林管理署	災害復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省 関東東北産業 保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 に連係する 緊急対策
第6章 災害 応急対策
第7章 復旧・ 復興対策

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言に係る 緊急対策
第6章 災害 緊急対策
第7章 復旧・復興対策

機関の名称	処理すべき事務又は業務
国土交通省 中部地方整備局 (清水港湾事務所・ 下田港事務所・沼 津河川国道事務所)	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>(オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p> <p>(カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>
国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達の斡旋、特定航路への就航勧奨</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用する車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣</p>

機関の名称	処理すべき事務又は業務
気 象 庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと イ 気象庁が発表する地震動警報(緊急地震速報)の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 ウ 地震予知のための観測施設、津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震予知及び地震、津波に関する啓蒙活動並びに防災訓練に対する協力 オ 異常気象に関する情報が市町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること。
海上保安庁第三 管区海上保安本部 (下田海上保安部)	ア 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報、津波に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び津波に関連する情報の伝達 ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する防除措置
環境省関東地方 環 境 事 務 所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省中部地方 環 境 事 務 所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防 衛 省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る緊急対策
第6章 災害 緊急対策
第7章 復旧・復興 対策

## 5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
日本郵便(株) 東海支社伊東支店 (上河津、河津郵便局)	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
西日本電信電話(株) (静岡支店)	ア 南海トラフ臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保
(株)NTTドコモ 東海支社	イ 南海トラフ臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
東京電力パワーグリッド(株) 伊豆支社	ア 南海トラフ臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資機材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 地震・津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震・津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備を進めること
日本通運(株)	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
福山通運(株)	
佐川急便(株)	
ヤマト運輸(株)	
西濃運輸(株)	
KDDI(株)	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	
(一社)日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
(一社)全国中小建設業協会	

第1章  
総論

第2章  
平常時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
静岡県道路公社	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
伊豆急行(株) (河津駅、今井浜海岸駅)	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 津波警報等津波に関する情報の伝達 ウ 列車の運転規制措置 エ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
(一社)静岡県 LP ガス協会東部支部 (賀茂地区会)	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 南海トラフ臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
海運業者 ----- (一社)静岡県トラック協会 ----- (一社)静岡県バス協会 ----- 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
静岡放送(株) ----- (株)テレビ静岡 ----- (株)静岡朝日テレビ ----- (株)静岡第一テレビ ----- 静岡エフエム放送(株)	ア 地震・津波防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 南海トラフ臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の事前点検と災害予防のための設備の整備
(一社)静岡県医師会 ----- (一社)静岡県歯科医師会 ----- (公社)静岡県看護協会 ----- (公社)静岡県病院協会 ----- (公社)静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案((公社)静岡県薬剤師会、(公社)静岡県看護協会及び(公社)静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施((一社)静岡県歯科医師会)
(一社)静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
(公社)静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

機関の名称	処理すべき事務又は業務
(一社)静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

## 7 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第1航空団 (浜松基地)ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務
(一社)賀茂医師会 賀茂歯科医師会 賀茂薬剤師会	救護班の派遣による医療救護の実施
(一社)河津町観光協会 ・河津温泉旅館組合	ア 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 イ 災害時における宿泊者の救護 ウ 災害時における避難者の救護応援
河津町商工会	ア 食糧、生活必需品、救急薬品、災害復旧資材など防災関係諸物資の安定的供給の確保 イ ガス、石油類等危険物の保安 ウ 被災商工業者の業務の正常運営の推進
伊豆漁業協同組合 (稲取支所)	ア 災害時の船舶、漁港、海岸保全施設等の被災情報の収集及び報告 イ 災害時における海上応急輸送の応援 ウ 海難の際の人命及び船舶救助の応援 エ 災害時における漁業無線による通信の確保
河津町交通安全協会	災害時応急輸送及び障害物除去の応援
伊豆森林組合	ア 災害時における被害調査 イ 災害用復旧用材の供給
富士伊豆農業協同組合 (河津桜支店)	ア 農林水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における農産物の確保 ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
(株)東海バス (下田営業所)	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
防災上重要な施設の管理者	ア 所管に係る施設についての防火管理 イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ウ 当該施設に係る災害復旧

## 9 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

- (1) 地震防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員等に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
- (7) 南海トラフ臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 南海トラフ臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (10) 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
  - ア 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
  - イ 津波警報等の収集及び伝達
  - ウ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第2章 平常時対策

地震・津波発生時、南海トラフ臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

### 第1節 防災思想の普及【防災課、教育委員会、防災関係機関】

地震・津波による被害を最小限にとどめるため、町職員をはじめ、住民及び各組織等を対象に地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

#### 1 町職員に対する教育

町職員として行政を進めるなかで積極的に地震・津波防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して参加及び実施するため必要な知識や心構えなど次の事項について、研修会等を通じて教育を行う。

- (1) 地震・津波等に関する基礎知識
- (2) 南海トラフ地震等の災害発生に関する知識
- (3) 第4次地震被害想定の内容
- (4) 静岡県地震対策推進条例に規定する対策
- (5) 「河津町地域防災計画（地震・津波災害対策編）」の内容と町が実施している地震・津波対策
- (6) 地震が発生した場合及び地震予知情報等が出された場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (8) 南海トラフ地震臨時情報発表の意義とこれらに基づきとられる措置
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (10) 家庭における地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- (11) 地震等の防災対策の課題、その他必要な事項

上記のうち、(6)から(8)については、年度当初に各課局において、所属職員に対し十分に周知する。

また、各課局は所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより、所属職員に対する教育を行う。

なお、上記のほか町教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（ダイジェスト版）」によって、職員に対し教育を行う。

#### 2 生徒等に対する指導

##### (1) 幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取り組みを活

用して、ボランティア活動への参加を促進する。

(2) 応急救護の技能習得

中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能の習得の徹底を図る。

3 住民に対する防災思想の普及

(1) 住民に対する一般的な啓発

計画の活動については、第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第19節 防災知識の普及計画を準用する。

(2) 社会教育を通じての啓発

ア 町教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震・津波防災に関する知識の普及啓発を図り、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

イ 文化財を地震・津波災害から守り、後世に伝承するため、文化財愛護団体の諸活動を通じ、防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図る。

ウ 計画の活動については、第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第19節 防災知識の普及計画を準用する。

(3) 各種団体を通じての啓発

ア 町は、各種団体に対し、地震・津波防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進する。

イ 計画の活動については、第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第19節 防災知識の普及計画を準用する。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

町は、危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震・津波防災応急計画の作成、提出の指導等を通じ、注意情報発表時、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震・津波発生時における施設管理者の取るべき措置についての知識の普及に努める。

(5) 相談窓口等

町は、住民の地震・津波対策の相談について積極的に対応する。

区分	担当	電話番号
総括的な事項	防災担当課 (防災課)	電話 34-1111 (代) 34-1112 (直)
建築等に関する事項	建築担当課 (建設課)	電話 34-1111 (代) 34-1952 (直)
ボランティア団体に関する事項	保健福祉担当課 (福祉介護課)	電話 34-1111 (代) 36-3232 (直)

総論	第1章
平常時対策	第2章
地震防災施設緊急整備計画	第3章
臨時情報への対応	第4章 南海トラフ地震
に係る応急対策	第5章 連情報及び警戒宣言 東海地震
災害応急対策	第6章
復旧・復興対策	第7章

#### 4 防災関係機関が実施する防災思想の普及

- (1) 西日本電信電話(株)、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震・津波防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。
- (2) 計画の活動については、第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第19節 防災知識の普及計画を準用する。

#### 5 ボランティア団体活動に関する計画

- (1) 町は、地域のボランティア団体等を支援し、地震・津波防災に関する知識の普及啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。
- (2) 災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置・調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努める。

#### 6 地区担当職員の教育

- (1) 町長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。
- (2) 防災教育にあたっては、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減するために地域にとって必要なことを職員に啓発する。
- (3) この場合、地域の特性等による災害の態様等を十分に考慮して、実情に見合うことに留意し、職員に徹底していく。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震関連に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第2節 自主防災活動【防災課】

- 地震災害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、国、県、町をはじめ、防災関係機関が総力をあげて対策を講ずることが必要である。
- 発災初期においては、公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要である。
- そのためには、住民一人ひとりが地震についての十分な防災意識を持ち、訓練を積み重ねることにより、防災対策を体で覚え、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。
- こうした防災対策は地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年組織、女性団体等と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を確立する必要がある。
- 町は住民が自主防災組織を通じて、的確な自主防災活動ができるよう、その基準等を示す。

### 1 住民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、住民が果たすべき役割は極めて大きい。

住民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲を持ち、平常時から地震・津波発生後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

区分	内 容
平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震・津波防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 災害時及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難所、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分、うち3日分は非常持ち出し） サ 自動車のこまめな満タン給油 シ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え ス 緊急地震速報を受信した時の適切な対応行動 セ 自主防災組織や地区の事業者等と連携した地区防災計画作成への参画 ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の実施事項	ア 正確な情報の把握 イ 適切な避難（南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に避難の実施を必要とする避難行動要支援者に限る。）

第1章  
総論

第2章  
平常時対策

第3章  
地震防災施設緊急整備計画

第4章  
南海トラフ地震臨時情報への対応

第5章  
連情報及び警戒宣言に係る緊急対策

第6章  
災害緊急対策

第7章  
復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・警戒)発表時の実施事項	<p>平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心としておおむね次の事項が実施できるようにする。</p> <p>ア 正確な情報の把握 イ 火災予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活 オ 自動車の運転の自粛</p>
地震災害発生後の実施事項	<p>ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保</p>

## 2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は町や消防団と協力し、地域の防災は、自らの手で担う意欲を持って、平常時から次の活動を行う。

区分	内 容
防災知識の学習	<p>ア 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう、映画会、講演会、研究会、集会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。</p> <p>イ 主な啓発事項は、南海トラフ地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。</p>
防災士の自主防災組織内での活動	<p>地域防災指導員は、住民への防災知識の普及・啓発を行うほか、自主防災組織の役員等に対する指導・支援や防災訓練の指導・助言等を行う。</p>
自主防災地図の作成	<p>地域内の危険や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成し、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。</p>
自主防災組織の地区防災計画書の作成	<p>ア 地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ「地区防災計画」として定めておく。</p> <p>イ 必要があれば、地区住民や事業者等と連携し「地区防災計画」について町へ提案を行うことができる。(第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第35節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 参照)</p>
自主防災組織の台帳の作成	<p>ア 防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</p> <p>イ 避難行動要支援者台帳(要配慮者に関する台帳)の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。</p> <p>(ア) 世帯台帳(基礎となる個票) (イ) 避難行動要支援者名簿(要配慮者に関する台帳) (ウ) 人材台帳 (エ) 自主防災組織台帳</p>
防災点検の日	<p>家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、ま</p>

区分	内 容
の設置	た、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難生活計画書の作成	南海トラフ地震臨時情報発表時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」に基づき、各自主防災組織ごとに「避難生活計画書」を作成する。
防災訓練の実施	ア 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 イ この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災訓練、町等と有機的な連携をとるとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を活かした訓練の実施に努める。 (ア) 情報の収集及び伝達の訓練 (イ) 出火防止及び初期消火の訓練 (ウ) 避難訓練 (エ) 救出及び救護の訓練 (オ) 炊き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

### 3 町の指導及び助成

#### (1) 自主防災組織づくりの推進

町は、賀茂地域局（危機管理課）と連携して地域住民と地震対策について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域に合った自主防災組織づくりを推進する。

#### (2) 防災委員制度

自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため、防災委員を委嘱する。防災委員の任期は3年以上とする。

#### (3) 地域防災指導員制度及び防災士制度

- ア 町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。
- イ 地域防災指導員の能力向上を図るため、県と連携して災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか、必要な情報の提供を行う。
- ウ 防災士制度を活用し、防災指導員との協力のもと、自主防災組織において、地域の防災力の向上に資する体制を構築する。
- エ 地域防災指導員及び防災士は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。
  - (ア) 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化
  - (イ) 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導
  - (ウ) 町の施策の広報や推進、普及協力
  - (エ) 町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒 宣言に係る緊急 対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

#### (4) 自主防災に関する意識の高揚

町は自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努める。

研修名	実施機関	対象者	目的
自主防災組織 中核的リーダー 研修	町	町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー（会長・副会長・班長等）	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
防災委員研修	町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。

#### (5) 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する

#### (6) コミュニティ防災センター等の活用

町は、コミュニティ防災センターや公民館を自主防災活動の拠点として、次の事項等について活用する。

- ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とし、災害時に備えた資機材及び物資・食料の備蓄場所として活用する。
- イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。
- ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。

#### (7) 自主防災組織への助成

町は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するために必要な助成を行う。

### 4 自主防災組織と消防団との連携

- (1) 消防団は、地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導や消防団OBが自主防災組織の役員及び自主防消防隊の隊員に就任するなど、組織同士の連携や人的交流等を積極的に図る。
- (2) 消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

(資料編 資料1-3 自主防災組織一覧表 参照)  
(資料編 資料1-4 区自主防災会防災計画 参照)

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 5 事業所等の果たすべき役割

### (1) 事業所等の自主的な防災活動

- ア 事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員としての防災活動に参加するよう努める。
- イ 事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努める。
- ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄に努める。
- エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所は、事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策へ協力するよう努める。
- オ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

### (2) 平常時からの防災活動の概要

事業所等における平常時の防災活動は、おおむね次のとおりである。

- ア 防災訓練
- イ 従業員等の防災教育
- ウ 情報の収集、伝達体制の確立
- エ 火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立
- カ 救出及び応急救護等
- キ 飲料水、食料、災害トイレ等、生活必需品等、災害時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に必要な物資の確保
- ク 施設及び設備の耐震性の確保
- ケ 予想被害からの復旧計画策定
- コ 各計画の点検・見直し

### (3) 事業所の防災力向上の推進

町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

### (4) 事業継続計画（BCP）の取組み

- ア 事業所等は、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- イ 事業所等は、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。
- ウ 町は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて県が作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」等を活用し、事業継続計画の策定に積極的な事業所への情報提供等の支援に努める。

総論	第1章
平常時対策	第2章
地震防災施設緊急整備計画	第3章
臨時情報への対応	第4章 南海トラフ地震
に係る応急対策	第5章 東海地震 運情報及び警戒宣言
災害応急対策	第6章
復旧・復興対策	第7章

### 第3節 地震・津波防災訓練の実施【防災課、防災関係機関】

- 南海トラフ地震臨時情報発表時、地震災害発生時及び津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
- 住民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、町や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得する。
- なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### 1 防災訓練の内容

- 町は国、県及び防災関係機関・自衛隊と共同して、又は単独で県に準ずる各種の防災訓練を実施する。
- 訓練に当っては、南海トラフ地震臨時情報の発表場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。
- 訓練終了後は評価を実施するなど、課題、問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

区 分	内 容
総合防災訓練	ア 職員の動員 イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動 オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 食料、飲料水、医療その他の救援活動 ク 消防、水防活動 ケ 救出・救助 コ 避難生活 サ 道路啓開 シ 応急復旧
地域防災訓練	ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 イ この訓練は、突然発生 of 地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者に配慮して実施する。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区分	内容
個別防災訓練	<p>総合防災訓練とは別に、個別防災訓練を実施する。その主な事項は次のとおりとする。</p> <p>ア 情報の収集、伝達 南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、県、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。なお、この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。また、訓練に当っては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加える。</p> <p>イ 職員の動員訓練 適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。</p>
津波避難訓練	<p>ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、この時期に前後して津波避難訓練を実施する。</p> <p>イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。</p> <p>ウ 防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>

(1) 県及び防災関係機関の訓練に対する協力等

- ア 町は、県及び防災関係機関に対し、町が実施する訓練に参加を要請する。
- イ 町は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(2) 防災訓練の実施回数

- ア 総合防災訓練：年1回以上
- イ 地域防災訓練：年1回以上
- ウ 個別訓練：年1回以上
- エ 津波避難訓練：年1回以上

(3) 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行なう。

(4) 訓練時における交通規制

- ア 交通規制の要請手続  
地震防災訓練の実務責任を有する者が地震防災訓練を実施するに際し、交通規制を要請しようとするときは、実施日の2週間前までに、管轄する下田警察署長を経由して公安委員会に提出する。
- イ 交通規制の広報  
訓練実施責任者は、事前に広報等を行い、周知徹底を図る。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 に係る緊急対策 連情報及び警戒宣言
第6章 災害心算対策
第7章 復旧・復興対策

## 2 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災対策応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画に基づいて訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

防災関係機関	訓練内容
国土交通省 中部地方整備局 (清水港湾事務所・下田港事務所・沼津河川国道事務所)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有
海上保安庁第三管区 海上保安本部 (下田海上保安部)	救助活動及び船舶の安全措置の指示等
西日本電信電話(株) 静岡支店 (株)NTTドコモ 東海支社	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急措置 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急措置
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導
日本放送協会	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等
東京電力 パワーグリッド(株) 伊豆支社	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧
伊豆急行(株) (株)東海バス (下田営業所)	ア 乗客の避難 イ 情報伝達
静岡放送(株) (株)テレビ静岡 (株)静岡朝日テレビ (株)静岡第一テレビ 静岡エフエム放送(株)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等
地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難の誘導 ウ 火災予防措置及び施設整備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項

第1章  
総論

第2章  
平常時対策

第3章  
地震防災施設緊急整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

## 第4節 地震災害予防対策の推進【全課、教育委員会、下田消防本部】

- 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- 地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活確保のための措置等平時時の予防対策を定める。
- 町は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として県が策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を踏まえ、ハード・ソフトの両面からできる限り組みに併せて対策の充実・強化を図る。
- さらに、地域目標を定めた町のアクションプログラム等を改定するとともに、その際には住民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。
- 業務継続計画の策定等により、業務継続性を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。
- 災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努める。

### 1 緊急消防援助隊の受援体制

町は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。

### 2 火災の予防対策

- (1) 町及び下田消防本部は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び住民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。
- (2) 津波に対する安全性の確保、及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

区分	内容
危険物施設、少量危険物取扱所	県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を推進する。
高圧ガス（LPガスを含む）施設	ア 高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感電装置を付設するよう指導をするとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を推進する。 イ 特に可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
LPガス消費設備	LPガス容器について、鎖等による転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
研究室、実験室等薬品類を保有する施設	次のような自然発火が生じないように予防措置を講ずることを指導する。 ア 可燃物と酸化剤の接触による発火 イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が出入りする施設	旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を

第1章  
総論

第2章  
平時時対策

第3章  
地震防災施設緊急整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震  
連情報及び警戒宣言に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

区 分	内 容
	強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。

(資料編 資料 7-3 危険物製造所等(石油類)の施設一覧表 参照)  
(資料編 資料 7-4 簡易ガス事業者一覧表 参照)

### 3 建築物等の耐震対策

#### (1) 建築主等による耐震性の向上

建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

- ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。
- イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

#### (2) 町による耐震性の向上

町は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

- ア 住民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。
- イ 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。
- ウ 建築主及び建築設計者等に対し、下記について啓発を行う。

区 分	啓 発 事 項
新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底
既存建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」、及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強
建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

#### エ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進

- (ア) プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗、事務所、ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。
- (イ) 町の事業である「河津町木造住宅耐震補強助成事業」及び「木造住宅補強計画策定事業」を推進し、木造住宅の耐震補強を進め、耐震性の高い市街地の形成を図る。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

**(3) 公共建築物の耐震化**

- ア 町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。
- イ 防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

**(4) コンピュータの安全対策**

- ア 町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進する。
- イ コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。

**(5) 家具等の転倒防止**

- ア 町は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故防止のため家具等の転倒防止について、住民に対する啓発指導に努める。
- イ 事務所等のスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施を指導する。

**(6) ブロック塀等の転倒防止**

- ア 町有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60cm以下の高さとする。
- イ 町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。
- ウ 町は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路等の道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど、安全確保に向けた取組を進める。

**(7) ガラスの飛散防止**

町は、県の定める「ガラス類等安全対策指針」に基づき、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

**(8) 耐震化以外の命を守る対策**

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置等の耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

**(9) 供給ラインの耐震化**

- ア ライフライン事業者及び施設管理者は、救護病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
- イ ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進める。

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

#### 4 被災建築物等に対する安全対策

区 分	内 容
応急危険度判定	町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。
災害危険区域の指定	町は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。 (1) 指定の目的 災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。 (2) 指定の方法 条例により区域を指定し、周知する。

#### 5 地盤災害の予防対策

町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区 分	内 容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域において、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させる。
液状化対策の推進	地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいことなど、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時において、滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

(資料編 資料 9-5 静岡県第4次地震被害想定調査(第一次報告)(7)、(9)参照)

#### 6 落下物・倒壊危険物対策

- (1) 地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。
- (2) 町は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。
- (3) 道路区域内における不法占用の防止のため、町の広報等を活用し、道路利用者、沿道住民に啓発する。

物件名	措 置 等
道路標識等	施設の点検を行い速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去など、適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の設置状況の点検を行い、倒壊等の防止を図る。

物件名	措置等
バス停留所等	ア 新設については、安全性を厳密に審査する。 イ 既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ウ 設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	ア 許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 イ 許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。 ウ 設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀等	ア 既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては改良等をする。 イ 新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

## 7 危険予想地域における災害予防

### (1) 避難計画の策定

町は、以下の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める。

区分	内容
要避難地区の指定	町長は、「第4次地震被害想定の結果」等による地震災害の危険度から判断し、津波の浸水、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	町長は、警戒宣言発令時に避難の指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、延焼火災の発生危険が予想される地域を除く、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難所、避難路の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難所、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難ため、避難所を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難所、幹線避難路を指定する。また必要に応じ、一次避難所を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設の指定を検討する。
避難所の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。
避難生活マニュアルの策定	町は、地震の被害により住民が避難した場合を想定し、避難所における生活マニュアルを策定する。

(資料編 資料 5-1 広域避難地 参照)

(資料編 資料 5-2 指定緊急避難場所・指定避難所 参照)

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言 に係る緊急対策
第6章 災害心象対策
第7章 復旧・復興対策

(2) 平常時に実施する災害予防措置

区分	内容
避難誘導体制整備	<p>ア 町は、要避難地区の住民に対し被害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難所、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知する。</p> <p>イ 要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。</p>
山・がけ崩れ危険予想地域等	<p>要避難地区については、次の予防措置を講ずる。</p> <p>ア 山・がけ崩れ危険予想地域図 町は、県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険個所について巡回監視に努める。(資料編 資料 10-1、10-2、10-3)</p> <p>イ 住民への危険性の周知 町は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。</p> <p>ウ 地震発生時 町は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難所へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</p>

(資料編 資料 10-1 土砂災害(特別)警戒区域一覧表 参照)

(資料編 資料 10-2 崩壊土砂流出危険地区一覧表 参照)

(資料編 資料 10-3 山腹崩壊危険地区一覧表 参照)

8 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、町は、平常時から次の措置を行う。

(1) 町が実施すべき事項

- ア 自主防災組織、事業所及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発
- イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
- ウ 救出技術の教育、救出活動の指導
- エ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進

(2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- ア 救出技術、救出活動の習得
- イ 救出活動用資機材の点検及び訓練実施
- ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

## 9 要配慮者支援

要配慮者支援対策については、第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第26節 要配慮者支援計画を準用する。

## 10 生活の確保

町は、南海トラフ地震臨時情報期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

### (1) 食料及び生活必需品の確保

#### ア 町が実施すべき事項

- (ア) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- (イ) 町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (ウ) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
- (エ) 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (オ) 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討
- (カ) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導
- (キ) 給食計画の策定

#### イ 町民が実施すべき事項

- (ア) 7日分程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (イ) (ア)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品（食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等）の準備
- (ウ) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- (エ) 緊急物資の共同備蓄の推進

#### ウ 町民に対する指導及び助成

町は、前記イの(ア)～(エ)に掲げる事項の実施を住民に対し広報を通じて指導する。なお、その具体的内容は次のとおりである。

区分	内容
緊急物資の備蓄	米、乾パン、乾麺、粉ミルク、漬物、佃煮、缶詰、調味料等長期保存の可能な食料1週間分程度、寝具及び下記に掲げる非常持出品
非常持出品の準備	<p>非常持出品の内容は地域の危険度、避難距離、家族構成等により異なるが、おおむね次の基準による。</p> <p>【準備すべきもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期保存可能な食料3日分程度</li> <li>・救急用品、常備薬</li> <li>・懐中電灯</li> <li>・携帯ラジオ（見えるラジオ等）</li> <li>・衣類、タオル</li> <li>・ライター、石けん、ビニール</li> <li>・衛生用品（携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等）</li> <li>・感染症対策用品（マスク、消毒用アルコール、体温計、ウェットティッシュ等）</li> <li>・食器・鍋・スプーン類</li> </ul> <p>【必要により準備すべきもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料、工具等</li> <li>・季節に応じた持出品（夏季用：汗拭きシート、熱中症対策用品等、冬季用：毛布、使い捨てカイロ等）</li> </ul>

第1章  
総論

第2章  
平常時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

区 分	内 容
緊急物資 共同備蓄 の推進	住民個々の非常持出品のほか、自主防災活動に必要な担架、テント、医薬品、拡声器、トランシーバー、自家発電装置等を含め、自主防災組織ごと計画する。 町は、共同備蓄推進のため必要な助成措置をとる。

工 町の緊急物資調達のための準備措置

- (ア) 非常持出しができない被災住民や旅行者に対する食料の最低限の備蓄
- (イ) 危険度の試算、各種調査等を基礎に調達が必要な緊急物資及びその必要量の算定
- (ウ) 大量調達が可能な予定先の選定（流通業者）（資料編 資料 4-4）
- (エ) 調達予定先と町長との間で調達に関する協定の締結
- (オ) 調達に関する協定は、毎年9月1日現在において見直し
- (カ) 緊急物資の配分計画の策定
- (キ) 緊急物資の集積場所の選定
- (ク) 給食計画の策定（町給食センター等での炊き出し）

（資料編 資料 4-4 緊急物資調達先一覧表 参照）

(2) 飲料水等の確保

ア 町が実施すべき事項

- (ア) 水道の基幹施設の耐震化と復旧資材の備蓄を行う。特に石綿管を耐震性のある管に取り替えるなどの事業を推進する。
- (イ) 使用可能井戸、湧水の確認・把握を行う。
- (ウ) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (エ) 給水タンク、トラック、ろ水器等、応急給水器材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (オ) 住民及び自主防災組織に対し貯水や応急給水に関する指導育成をする。
- (カ) 工事業者等との協力体制を確立する。

（資料編 資料 4-2 給水タンク保有状況 参照）

（資料編 資料 4-3 濾水機保有状況 参照）

イ 住民が実施すべき事項

区 分	内 容
家庭における 貯水	(ア) 貯水すべき水量は1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。
自主防災組織 を中心とする 飲料水の確保	(ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。

（資料編 資料 4-1 給水計画及び給水活動 参照）

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

(3) 医療救護

区 分	内 容
町が実施すべき事項	<p>ア 河津町医療救護計画に基づき、医療救護体制を確立する。(資料編 資料 8-2)</p> <p>イ 医療救護病院の施設を点検し、人員配置を調節する。</p> <p>ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達計画を作成する。</p> <p>エ 応援医師の要請、重症患者の搬出等の広域対応策を作成する。</p> <p>オ 住民の献血予約登録を行う。</p> <p>カ 家庭救護の普及を図る。</p>
自主防災組織が中心となって実施すべき事項	<p>ア 応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。</p> <p>イ 消防、医療関係団体等の協力により、患者搬送法(重症患者の判別法を含む)、応急処置及び救急看護技術に関する講習会を開催する。</p> <p>ウ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材を整備する。</p> <p>エ 医師の処置が必要な傷病者を救護所へ搬送する。</p> <p>オ 重症患者、中等症患者の救護所から救護病院までの搬送について協力をする。</p>
住民が実施すべき事項	<p>ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。</p> <p>イ 医療救護を受けるまでの応急処置及び救急看護技術を習得する。</p> <p>ウ 献血者登録に協力する。</p> <p>エ 軽度の事柄については、自己及び助け合いにより処置する。</p>

(資料編 資料 8-1 日赤災害救護用品一覧 参照)  
(資料編 資料 8-2 河津町医療救援計画 参照)  
(資料編 資料 8-3 救急医療品配備一覧表 参照)  
(資料編 資料 8-4 病院・診療所一覧表 参照)  
(資料編 資料 8-5 患者の搬送方法 参照)

(4) 防疫及び保健衛生活動

区 分	内 容
町が実施すべき事項	<p>ア し尿の処理及び防疫実施計画を作成する。</p> <p>イ し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を準備する。</p> <p>ウ 住民が行う防疫の指導をする。</p> <p>エ 防疫用薬品の調達計画を作成する。</p> <p>オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。</p>

(資料編 資料 8-7 防疫資機材調達数量 参照)

(5) 清掃活動

区 分	内 容
町が実施すべき事項	<p>ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。</p> <p>イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。</p>

(資料編 資料 8-6 清掃(ごみ処理)業者一覧表 参照)

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

(6) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

ア 町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

イ 要配慮者にも配慮した配備又は準備に努める。

必要な設備及び資機材	
(ア) 通信機材	
(イ) 放送設備	
(ウ) 照明設備（非常用発電機を含む。）	
(エ) 炊き出しに必要な機材及び燃料	
(オ) 給水用機材（浄水器を含む）	
(カ) 救護所及び医療資機材	
(キ) 物資の集積所	
(ク) 仮設の小屋又はテント	
(ケ) 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ	
(コ) 防疫用資機材（感染症対策物資を含む。）	
(サ) 清掃用資機材	
(シ) 工具類	
(ス) 季節用品（夏季：扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤等、冬季：使い捨てカイロ、ストーブ等）	

（資料編 資料 4-5 防災用品・資機材等の調達先一覧表 参照）

（資料編 資料 4-6 防災倉庫機材一覧表 参照）

(7) 救援・救護のための標示

区分	内容
公共建築物・病院の屋上への番号標示	町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
孤立予想地域	町は、孤立するおそれのある地域について地名標示シート・無線施設等の整備を実施、促進する。

（資料編 資料 5-5 公共建物等番号表示 参照）

(8) 応急住宅

区分	内容
供給体制の整備	町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備をしておく。
斡旋等体制の整備	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

（資料編・資料 5-6 応急仮設住宅建設可能地等 参照）

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

### 11 緊急輸送活動の確保

道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び港湾の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

(資料編 災害時の応援協定等一覧表 参照)

### 12 災害廃棄物の処理体制の整備

町は、災害廃棄物処理計画を定める。また、災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

### 13 公共土木施設等の応急復旧

町は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。

### 14 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。

また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努める。

### 15 非常用発電機等（停電対応）の整備

町は、停電時において、自ら所有する電気通信機器を稼動するために、庁舎及び防災上重要な施設に必要な非常用発電機等のさらなる充実を図る。

また、町内の事業所に対してもその重要性の啓発を行う。

現在の整備状況（河津町役場）

種 別	仕 様	連続運転可能時間
非常用発電設備 (庁舎)	60KVA 48KW 200V 軽油 990L 貯蔵タンク	72 時間
非常用発電設備 (保健福祉防災センター)	80KVA 64KW 200V A 重油 1,600L 貯蔵タンク	72 時間
無線局予備電源 (親局)	直流電源装置 150Ah ※5 分放送、55 分待受け状態の場合	24 時間
無線局予備電源 (屋外子局)	内臓バッテリー17Ah ※5 分放送、55 分待受け状態の場合	24 時間

### 16 地震防災緊急対策車両の整備

町は、法第 21 条に掲げる地震防災緊急対策に従事するものと認められる車両について、事前に必要事項の届出をするとともに、制度の周知に努める。

(資料編 資料 12-5 緊急通行車両事前届出チャート等 参照)

(資料編 資料 12-6 緊急通行車両確認証明書 参照)

(資料編 資料 12-7 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証 参照)

第1章  
総論

第2章  
平常時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る緊急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

## 17 文化財等の耐震対策

文化財建築物、文化財収蔵施設、彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずる。

- (1) 文化財等の耐震措置の実施
- (2) 安全な公開方法、避難方法の設定
- (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前準備
- (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

（資料編 資料 13-2 指定文化財の状況一覧表 参照）

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣 言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第5節 津波災害予防対策の推進【防災課、建設課、企画調整課】

- 町及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。
- 町は、津波災害対策の検討において、次の二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。
  - ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
  - ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
- 町は、津波による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。
- 町及び県は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策の充実・強化を進める。

(資料編 資料 9-5 静岡県第4次地震被害想定調査(第一次報告)(8) 参照)

### 1 避難誘導體制の確保

#### (1) 町の避難計画の策定

町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める。

区 分	内 容
要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、河津町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難の指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難所、津波避難施設、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難所、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難所を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難所、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難所を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

(資料編 資料 5-1 広域避難地 参照)

(資料編 資料 5-2 指定緊急避難場所・指定避難所 参照)

#### (2) 平常時に実施する災害予防措置

##### ア 避難誘導體制整備

(ア) 町は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難所、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(イ) 町は県等と連携し、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

第1章  
総論

第2章  
平常時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

また、特に町が消防機関等による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、次のとおりとする。

- a 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- b 津波からの避難誘導
- c 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

(ウ) 町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難の指示等を発令することを基本とした具体的な避難の指示等の発令基準を設定する。

(資料編 資料 9-7 津波予報警報標識規則 参照)

イ 要避難地区における予防措置

要避難地区については次の予防措置を講ずる。

区 分	内 容
津波危険 予想図	町は、県等と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。
避難方法等 の周知	町は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難の指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。
避難対策	(ア) 町は、海岸、漁港の管理者と協議して、避難所等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 (イ) 町は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難所・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 (ウ) 町は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、誘導のための標識板等の整備に努める。
南海トラフ 地震臨時情 報発表時	町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難所等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
地震発生時	(ア) 町は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。 (イ) 当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難所等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。

2 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちづくり計画の策定

ア 町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定等により警戒避難

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言 に係る心急対策
第6章 災害心急対策
第7章 復旧・復興対策

体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

イ 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の確保など、都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保によって、津波に強いまちの形成を誘導する。

ウ 町は、津波に強いまちづくり計画の策定に向け、本計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、県や防災関連機関等との共同による計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努める。

**(2) 災害危険区域等の指定の検討**

ア 町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

イ 町は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

**(3) 安全な場所への立地誘導**

ア 町は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備に努める。

イ やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図る。

(4) 町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める上で、次の対策を実施する。

区 分	内 容
津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	町は、本計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布、その他の必要な措置を講ずる。
適切な避難行動の周知徹底	町民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。
町民への伝達手段の多重化・多様化	ア 津波警報等の情報が、町民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。 イ 町は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、県等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。

（資料編 資料 3-2 情報伝達ルート 参照）

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

### 3 津波避難施設等の整備

- (1) 町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえて、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- (2) 町は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するために、県及び町が策定した「津波対策アクションプログラム」に基づき、次の施設整備等を実施する。

#### 津波対策アクションプログラムにおける津波に係る施策（ハード整備）

分類	アクション名	目標指標
津波を防ぐ施設の整備	レベル1津波に対する津波対策施設（漁港・海岸）の整備	レベル1津波に対する防御方針のとりまとめ
	海岸堤防の耐震化	耐震化が必要な海岸堤防の整備率
津波から逃げる環境の整備	津波避難誘導標識・路面標示の整備	避難誘導標識・津波避難誘導標示の整備（45ヶ所）
避難所・避難路の確保	津波の一時避難場所までの避難路整備	各地区の一時避難場所までの認定外道路等の整備（階段設置、手摺設置）7箇所
	浸水域外等への避難路の整備	避難路改修（1,000m）

- (3) 町は、避難所の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるとともに、その周知や安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

### 4 津波災害警戒区域の指定に関する実施事項

#### (1) 本計画に定める事項

ア 町防災会議は、津波災害警戒区域の指定に際して、次の事項を本計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (ア) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として、町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) (ア)～(エ)に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 町防災会議は、本計画において前項(エ)に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言に係る心急対策
第6章 災害心急対策
第7章 復旧・復興対策

ウ 町防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、ア(イ)の避難施設に関する事項として、本計画に定める。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法をア(ア)に掲げる事項として定める。

エ 町防災会議は、町が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項をア(イ)の避難施設に関する事項として定める。

(2) 避難促進施設における避難確保計画の策定

ア 避難促進施設の所有者及び管理者は、次に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを町に報告する。

(ア) 津波発生時における避難促進施設の防災体制

(イ) 津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導

(ウ) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施

(エ) 避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項

イ 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

### 第1節 地震防災施設整備方針【防災課、企画調整課、建設課、水道温泉課、下田消防本部】

南海トラフ地震等による災害から町土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

#### 整備方針

- 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること。
- 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進する。

#### 1 防災業務施設の整備

##### (1) 消防用施設の整備及び消火用水対策

- ア 地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。
- イ 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

##### (2) 通信施設及び情報処理体制の整備

- ア 地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。
- イ このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。
- ウ 情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。
- エ 住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

#### 2 地域の防災構造化

##### (1) 避難所の整備

町内において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難所及び広域避難所の整備を図る。

##### (2) 避難路の整備

幹線避難路等町が指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図る。

### (3) 消防活動用道路の整備

人口密集地で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

## 3 緊急輸送路の整備

### (1) 道路の整備

地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送路として、避難場所等応急活動拠点を相互に連絡する町道を選定し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備を図る。

### (2) 漁港の整備

人員、緊急物資、復旧用資機材等の輸送の機能を確保するため、漁港の整備を図る。

### (3) ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポートの整備を図る。

(資料編 資料 5-3 ヘリコプター臨時離着陸場名 参照)

(資料編 資料 5-4 ヘリポートの具備すべき条件 参照)

## 4 防災上重要な建物の整備

区分	整備内容
医療救護施設	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な医院等の施設の耐震化の促進を図る。
学校等施設	生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
社会福祉施設	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎・消防施設等	庁舎、消防施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	ア 地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 イ 地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

## 5 災害防止事業

### (1) 山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するため、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。

(資料編 資料 10-1 土砂災害(特別)警戒区域一覧表 参照)

(資料編 資料 10-2 崩壊土砂流出危険地区一覧表 参照)

(資料編 資料 10-3 山腹崩壊危険地区一覧表 参照)

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

## (2) 津波による災害の防止

津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・漁港施設の整備を図る。

## 6 災害応急対策用施設等の整備

### (1) 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水地等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策等の拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。

### (2) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

### (3) 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

### (4) 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第2節 地震対策緊急整備事業計画【全課、教育委員会、下田消防本部】

東海地震による災害から町土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、次のとおり定める。

また町は、防災対応の概要を定めた後、防災対応の詳細を検討し、本計画またはその他の計画に位置付ける。

### 第1節 災害応急対策に係る措置【防災課、総務課】

#### 1 組織体制

各「南海トラフ地震臨時情報」発表時の町がとる組織体制は、次のとおりである。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	<p>事前配備体制（情報収集体制） 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。</p>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	<p>警戒体制 左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	<p>災害対策本部（設置体制） 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 各班等で構成する連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>

（資料編 資料 9-6 南海トラフ地震臨時情報発表の流れ 参照）

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時における災害応急対策に係る措置

### (1) 情報周知

- ア 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、住民に密接に関係のある事項について周知する。
- イ 町は、住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。
- ウ 周知及び呼びかけの方法は、第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画、第4節 通信情報計画、第5節 災害広報計画及び本編 第5章 地震防災応急対策 第2節 情報活動、第3節 広報活動に準ずる。

### (2) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

### (3) 町のとるべき措置

町は、施設・設備等の点検など、日頃から地震への備えを再確認する。

## 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における災害応急対策に係る措置

### (1) 情報周知

- ア 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、住民に密接に関係のある事項について周知する。
- イ 町は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- ウ 周知及び呼びかけの方法は、第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画、第4節 通信情報計画、第5節 災害広報計画及び本編 第4章 地震防災応急対策 第2節 情報活動、第3節 広報活動に準ずる。

### (2) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第2節 避難対策等【防災課】

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等についてあらかじめ決めておく。

なお、計画は津波避難施設の整備状況及び被害想定の実施等を踏まえ、見直していくものとする。

### 1 地域住民等の避難行動等

#### (1) 基本方針

町長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、避難を継続するよう呼びかける。

#### (2) 事前避難対象地域の設定

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、全ての住民等が後発地震に備え、避難を継続すべきとされている「住民事前避難対象地域」は、町の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえて設定しないこととする。

ただし、避難に一定の時間が必要な要配慮者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、町は、高齢者等事前避難対象地域を設定するものとし、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に次の地域を明示する。

事前避難対象地域名	定義
高齢者等事前避難対象地域	要配慮者に限り、後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

#### (3) 高齢者等避難の基準

町長は、国から指示が発せられた後、高齢者等事前避難対象地域内の住民等に対して、次のとおり発令する。

発令対象地域	発令内容
高齢者等事前避難対象地域	高齢者等避難

なお、町は、高齢者等避難を発令する地区等について、あらかじめ決めておく。

#### (4) 避難情報の伝達方法

町長は、高齢者等避難を発令したときは、直ちに避難情報が出された地域の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

#### (5) 避難に関する平時からの周知事項

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

イ 町は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき次の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

- (ア) 高齢者等事前避難対象地域の地区名等
- (イ) 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認
- (ウ) 安全な避難場所・避難経路等の確認
- (エ) 避難行動における注意事項

(資料編 資料 9-6 南海トラフ地震臨時情報発表の流れ 参照)

**(6) 避難計画の作成**

町は、後発地震に備えて避難を呼びかける地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定、避難経路の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定める。

**2 避難所の運営**

**(1) 基本方針**

避難先は、避難を継続する住民の親類・知人宅等を基本とするが、町は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置する。

また、町は、住民等と避難実施の具体的な方法等について、あらかじめ検討する。

**(2) 避難所の設置及び避難生活**

区 分	内 容
避難生活者	事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。
設置場所	町があらかじめ検討し、定めた施設に設置する。
設置期間	国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。
避難所の運営	避難者が自ら行うことを基本とし、町は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割の検討に努める。

(資料編 資料 5-2 指定緊急避難場所・指定避難所 参照)

総論	第1章
平時時対策	第2章
地震防災施設緊急整備計画	第3章
南海トラフ地震臨時情報への対応	第4章
連情報及び警戒宣言に係る心急対策	第5章 東海地震関
災害心急対策	第6章
復旧・復興対策	第7章

### 第3節 その他の措置【全課、防災関係機関】

#### 1 消防機関等の活動

町は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、下田消防本部・消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

#### 2 警備対策

下田警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

#### 3 水道、電気、ガス、通信、広報関係

区 分	内 容
水 道	町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保する。
電 気	電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保する。
ガ ス	ア ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保する。 イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定める。
通 信	電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとる。
広 報	町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努める。

## 4 交通

区分	内容
道路	下田警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知する。
海上	下田海上保安部は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。
鉄道	ア 鉄道事業者（伊豆急行(株)）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとる。 イ 鉄道事業者（伊豆急行(株)）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供を行う。

## 5 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

### (1) 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う点検、整備等について次のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区分	内容
漁港施設等	漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。
河川及び海岸保全施設	水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。
用水路	農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供する。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための町の連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
町庁舎及びその他災害応急対策上重要な施設	町庁舎、その他災害応急対策上重要な施設について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急整備計画

第4章  
南海トラフ地震臨時情報への対応

第5章  
東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

## (2) 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

町が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う防災対応を次のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、町以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定める。

区分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施委員の確保等 キ 職員等の安全確保
施設の特性に応じた主要な個別事項	ア 病院 (ア) 耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続する。 (イ) また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 (ウ) 入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 (エ) 入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。 イ 学校 生徒等の安全確保のため、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など、後発地震に備えた再確認を実施する。 ウ 社会福祉施設 (ア) 情報の伝達や避難等に当たって、特に配慮を必要とする者が入所又は利用していることが多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定める。 (イ) 要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や生活環境の変化等により、体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。 (ウ) 高齢者等事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮する。

## 6 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、町が実施する活動との連携体制等の措置を行う。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第5章 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

**※東海地震に関連する情報が発表された場合における町の防災対応を定めている章だが、現在気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていない。**

- 東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町、県、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等が実施する応急対策について定める。
- 東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されている。
- このため、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、住民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や要配慮者の避難等の時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、町、県、防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮する。
- 地震防災応急対策については、警戒宣言が発令される時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

### 第1節 防災関係機関等の活動【町、下田消防本部、防災関係機関等】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

#### 1 河津町

##### 【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容
防災体制の確保	<p>ア 東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、本計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて河津町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。</p> <p>イ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。</p>
応急対策の内容	<p>町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策の主な内容は、次のとおりである。</p> <p>ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに静岡県や防災関係機関との情報の共有</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行情況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報</p> <p>ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠</p>

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区分	内容
	<p>等開設の準備</p> <p>工 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備</p> <p>オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置</p> <p>カ 静岡県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整</p> <p>キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請</p> <p>ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保</p> <p>ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難所の開設</p> <p>コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備</p> <p>サ 静岡県への要請・報告等静岡県との応急対策活動の連携                      (ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため静岡県職員の出遣等必要な事項を要請する。                      (イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を下田警察署に要請する。                      (ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を静岡県へ報告する。</p> <p>シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>
消防、水防機関の設置	<p>ア 下田消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等</p> <p>イ 消防団は、団員の連絡体制の確保</p> <p>ウ 必要に応じて住民等の避難誘導</p>

【警戒宣言発令時】

区分	内容
地震災害警戒本部の設置	<p>町長は、警戒宣言が発せられたときは、保健福祉防災センター災害対策本部室に、河津町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という）を設置する。</p>
組織及び職務	<p>警戒本部に本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。組織の構成は、河津町災害対策本部運営要領（資料編 資料 2-5）を準用する。</p> <p>ア 本部長                      (ア) 本部長は、町長があたる。                      (イ) 本部長は、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p> <p>イ 副本部長                      (ア) 副本部長は、副町長及び防災監があたる。                      (イ) 副本部長は、本部長を助け本部長に事故があるときは代理する。</p> <p>ウ 本部員                      (ア) 本部員は町長が任命する者があたる。                      (イ) 本部員は警戒本部の事務に従事する。</p> <p>エ 本部職員                      (ア) 本部職員は、町の職員のうちから町長が任命する。                      (イ) 本部職員は警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。</p>

区分	内 容
所掌事務	<p>警戒本部が所掌する地震防災応急対策の事務の主なものは次のとおりである。</p> <p>ア 警戒宣言、地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達</p>
所掌事務	<p>イ 静岡県への報告、要請等静岡県との地震防災活動の連携                      (ア) 賀茂方面本部に対し、地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請する。                      (イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を下田警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を静岡県等にそれぞれ要請する。                      (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を賀茂方面本部へ報告する。</p> <p>ウ 避難の指示又は警戒区域の設定</p> <p>エ 消防職員、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備</p> <p>オ 消防、水防等の応急措置</p> <p>カ 避難者等の救護</p> <p>キ 緊急輸送の実施</p> <p>ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入</p> <p>ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備</p> <p>コ 自主防災組織活動の指導、連携</p> <p>サ その他地震防災上の措置</p>
地震災害警戒本部開設の準備	<p>警戒本部の開設を円滑にするため、東海地震判定会が招集された場合の職員等の動員について定める。</p> <p>ア 動員範囲                      町長、副町長、教育長、消防団長及び全職員</p> <p>イ 連絡方法                      (ア) 勤務時間内：庁内放送及び有線電話による。                      (イ) 勤務時間外：当直者の同時通報無線及び電話による。</p> <p>ウ 業務                      (ア) 情報の収集                      (イ) 警戒宣言時に備え動員計画の確認をする。</p>
職員の動員計画	<p>警戒宣言が発令されたときの職員の動員について定める。</p> <p>ア 動員範囲                      町長、副町長、教育長、消防団長及び全職員</p> <p>イ 連絡方法                      東海地震判定会が招集された時点で全職員が動員されているが、動員できなかった職員のために実施する。                      (ア) 勤務時間内：庁内放送による。                      (イ) 勤務時間外：同時通報無線及び電話による。</p> <p>ウ 業務                      同時通報無線又はテレビ等により、覚知した場合は、直ちに登庁し、所掌事務につく。</p>

総論 第1章
平時対策 第2章
地震防災施設緊急整備計画 第3章
臨時情報への対応 第4章 南海トラフ地震
連情報及び警戒宣言に係る応急対策 第5章 東海地震関
災害応急対策 第6章
復旧・復興対策 第7章

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区分	内 容
消防機関	<p>警戒宣言時に消防が実施する事項</p> <p>ア 下田消防本部 下田消防本部は、町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。 （ア）情報の収集と伝達 （イ）消火活動、救助活動の出動体制の確立 （ウ）出火防止のための広報</p> <p>イ 消防団 （ア）情報の収集と伝達 （イ）消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 （ウ）火気使用の自粛を住民等へ伝達するためのパトロールの実施 （エ）水利の確保（流水の堤止め等を含む。） （オ）住民等の避難誘導、警察と連携した交通規制の補助 （カ）消防、水防資機材の点検、配備及び確保準備 （キ）警戒区域からの避難確認のパトロール （ク）自主防災組織への防災活動に関する指導 （ケ）自主防災組織と連携の上、避難所での住民等の指導 （コ）その他状況に応じた消防、水防活動</p>
消防団の出動計画	<p>ア 出動命令の伝達方法 サイレン、防災行政無線、テレビ等の覚知による。</p> <p>イ 出動方法及び集結場所 所属分団の詰所に集合する。</p>

（資料編 資料 1-5 職員の配備基準・体制 参照）  
（資料編 資料 2-3 河津町地震災害警戒本部条例 参照）  
（資料編 資料 2-5 河津町災害対策本部運営要領 参照）

## 2 防災関係機関

### 【東海地震注意情報発表時】

区分	内 容
防災体制の確保	<p>東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。</p>

区分	内 容
<p>応急対策の内容</p>	<p>東海地震注意情報発表時の応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。</p> <p>ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、静岡県や市町との情報の共有化</p> <p>イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報</p> <p>ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施</p> <p>エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動</p> <p>オ 静岡県及び市町が実施する応急対策の連絡調整</p> <p>カ 東海地震応急対策活動要領に基づく広域的な応援の受入れ準備</p> <p>キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>

<p>第1章 総論</p>
<p>第2章 平時対策</p>
<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画</p>
<p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</p>
<p>第5章 東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策</p>
<p>第6章 災害応急対策</p>
<p>第7章 復旧・復興対策</p>

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策としておおむね次の措置を講ずる。

(1) 指定地方行政機関

<p>第1章 総論</p> <p>第2章 平常時対策</p> <p>第3章 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</p> <p>第5章 連情報及び警戒宣言に係る応急対策</p> <p>第6章 災害応急対策</p> <p>第7章 復旧・復興対策</p>	<p>機関の名称</p>	<p>地震防災応急対策として講ずる措置</p>
	<p>警察庁関東管区警察 警察 局</p>	<p>管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整</p>
	<p>総務省 東海総合通信局</p>	<p>災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監視</p>
	<p>財務省東海財務局（静岡財務事務所）</p>	<p>金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備</p>
	<p>厚生労働省 東海北陸厚生局</p>	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整</p>
	<p>農林水産省 関東農政局</p>	<p>ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導</p>
	<p>林野庁 関東森林管理局 伊豆森林管理署</p>	<p>災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備</p>
	<p>経済産業省 関東経済産業局</p>	<p>ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること エ ガスの安定供給に関すること</p>
	<p>経済産業省 関東東北産業保安監督部</p>	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること</p>
	<p>国土交通省 中部地方整備局（清水港湾事務所・下田港事務所・沼津河川国道事務所）</p>	<p>ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）港湾施設対策等 （エ）営繕施設対策等 （オ）電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報</p>
<p>国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局</p>	<p>ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等事業者に対し、迅速、正確な情報の収集 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請</p>	

機関の名称	地震防災応急対策として講ずる措置
気 象 庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること
海上保安庁第三 管区海上保安本部 (下田海上保安部)	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 港内における船舶交通の制限、禁止 ウ マリンレンジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安維持、海上交通の安全確保

(2) 指定公共機関

機関の名称	地震防災応急対策として講ずる措置
日本郵便(株) 伊東郵便局 (上河津、河津郵便局)	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 施設、郵便物等の被災防止
西日本電信電話(株) (静岡支店) ----- (株)NTTドコモ 東 海 支 社	ア 通信の異常輻輳が起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
東京電力パワー グリッド(株) 伊 豆 支 社	ア 支社及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支社並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支社で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
日本赤十字社 静 岡 県 支 部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 被災者に対する救護物資の配布 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 静岡県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
日本通運(株) ----- 福山通運(株) ----- 佐川急便(株) ----- ヤマト運輸(株) ----- 西濃運輸(株)	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
K D D I (株) ----- ソフトバンク(株)	重要な通信を確保するために必要な措置の実施

総論	第1章
平時時対策	第2章
地震防災施設緊急整備計画	第3章
臨時情報への対応	第4章
南海トラフ地震に係る応急対策	第5章 東海地震関
災害応急対策	第6章
復旧・復興対策	第7章

機関の名称	地震防災応急対策として講ずる措置
(一社)日本建設業 連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
(一社)全国中小 建設業協会	

(3) 指定地方公共機関

機関の名称	地震防災応急対策として講ずる措置
静岡県道路公社	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
伊豆急行(株) (河津駅、今井浜海 岸駅)	ア 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達 イ 列車・バスの運転規制 ウ 列車・バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報
(株)東海バス (下田営業所)	
(一社)静岡県LP ガス協会東部支部 (賀茂地区会)	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事務所による施設及び設備の点検等災害予防措置
(一社)静岡県トラック協会 (一社)静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸 送車両の確保
静岡放送(株) (株)テレビ静岡 (株)静岡朝日テレビ (株)静岡第一テレビ 静岡エフエム放送(株)	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、静岡県、市町、防災関係機関等の 地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、静岡県内各地の状況、防災措置の状況等 の放送
(社)静岡県医師会 (社)静岡県歯科医師会 (社)静岡県看護協会 (社)静岡県病院協会 (社)静岡県薬剤師会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

### 3 自衛隊

#### 【東海地震注意情報発表時等】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずる。

機関の名称	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 静岡県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置準備 イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 静岡県庁等への連絡班の派遣等 エ 静岡県及び防災関係機関との連絡体制の強化
航空自衛隊 第1航空団 (浜松基地)ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 静岡県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

#### 【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずる。

機関の名称	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	ア 静岡県庁等への方面現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置（防災派遣命令後） イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ 地震防災派遣を開始 エ 東部方面総監部への連絡員の派出 オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊 第一航空団 (浜松基地)ほか	ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ 地上部隊の災害派遣の準備 ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 エ 救難機の周辺基地への集中 オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第2節 情報活動【防災課、消防団】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、静岡県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

### 1 河津町

#### (1) 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知

- ア 静岡県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災課、勤務時間外及び休日等においては当直者が行う。なお、警戒本部設置後においては、町警戒本部において受理する。
- イ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに同時通報無線及び地震防災信号（サイレン）を用いて、地域住民等に伝達する。（資料編3-1）
- ウ 東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図る。

#### (2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

- ア 東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱部局等を定めておく。
- イ 消防団員、自主防災組織の構成員の中から、地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたる。
- ウ 情報の種類の主なものは、次のとおりである。
  - (ア) 避難の状況
  - (イ) 交通機関の運行及び道路交通の状況
  - (ロ) 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
  - (ハ) 水道、電気等生活関連施設の運営状況
  - (ニ) 情報の変容、流言等の状況
  - (ホ) 住民生活、社会・経済活動等の状況
  - (ヘ) 避難の指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
  - (ヘ) 消防職員・団員の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）
  - (ケ) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

#### 3) 県警戒本部等に対する報告

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで、若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は賀茂方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について速やかに報告する。

その主なものは次のとおりである。

- ア 避難の状況
- イ 町において、東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

## 2 防災関係機関

### (1) 東海地震予知情報等の収集及び伝達

静岡県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ静岡県に届ける。

### (2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

#### ア 収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集する。

#### イ 警戒本部への報告

「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告する。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第3節 広報活動【防災課、企画調整課、防災関係機関】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮する。

### 1 河津町

#### (1) 広報事項

主な広報事項は次のとおりとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておく。

- ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報
- ウ 家庭において実施すべき防災対策
- エ 自主防災組織に対する防災活動の要請

#### (2) 広報実施方法

警戒本部の広報及び情報の発表は、すべて広報担当者を経て次の媒体によって実施する。

- ア 行政無線、同時通報無線、広報車等
- イ 自主防災組織を通じた連絡
- ウ その他の広報紙等の印刷媒体

#### (3) 町から静岡県への広報要請

町が地震防災応急対策上必要な広報を県警戒本部に要請しようとする場合は、賀茂方面本部（賀茂地域局危機管理課）を経由して行う。また、要請する場合は、広報文案を添える。

### 2 防災関係機関

#### (1) 広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は、別に定める「情報広報実施要領」による。

その主なものは、次のとおりである。

- ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
- イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

#### (2) 広報実施の方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、町警戒本部との連携を密にする。

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

### 3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法によりそれぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行う。

情報源	情報内容
河津町防災ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
防災行政無線、同時通報無線、広報車	主として町域内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
消防団を通じたの連絡	主として町からの指示、指導、救助措置等
自主防災組織を通じたの連絡	主として町からの指示、指導、救助措置等
サイレン	警戒宣言が発せられたことの伝達
インターネット	地域の情報・指示・指導等

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第4節 自主防災活動【防災課、総務課】

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

### 1 東海地震注意情報発表時

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、緊急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- (5) 東海地震注意情報発表時に、津波・山及びがけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。

なお、避難の実施にあたっては、町や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

### 2 警戒宣言発令時

区 分	内 容
自主防災組織本部の設営	活動の拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
情報の収集・伝達	ア 町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 イ 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。 ウ 広域避難場所に連絡員を派遣し、町からの情報収集にあたるとともに、応急対策の実施状況について、必要に応じ地区情報班へ報告する。 エ 応急対策の実施状況について必要に応じ町警戒本部へ報告する。
初期消火の準備	初期消火機材の点検と準備体制をとる。
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。 ア 家具の転倒防止 家具類の固定状況を確認する。 イ 落下物等防止 タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る等安全対策を施す。 ウ 出火防止 火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震震害に 係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
	<p>工 備蓄食料・飲料水の確認 備蓄食料及び飲料水を確認する。</p> <p>オ 病院・診療所の外来診療 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。</p>
避難行動	<p>ア 津波、山及びがけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して、町長等の避難の指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難所へ避難させる。避難状況を確認後、町警戒本部に報告する。</p> <p>イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難所まで搬送する。</p> <p>ウ 山間地で避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられたときに避難の指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難所まで避難する。</p> <p>エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等へ避難を勧める。</p>
避難生活	<p>ア 避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備をする。</p> <p>イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。</p> <p>ウ 警戒宣言の発令期間が長期化し、食品・飲料水等の生活必需品の不足が生じた場合は、町警戒本部等と連絡を取り、その確保に努める。</p>
社会秩序の維持	<p>ア ラジオ、テレビ、防災行政無線等による正確な情報の収集及び伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。</p> <p>イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをし、物資の公平で円滑な供給に協力する。</p>

総論	第1章
平時時対策	第2章
地震防災施設緊急整備計画	第3章
臨時情報への対応	第4章
に係る応急対策	第5章 東海地震関連情報及び警戒宣言
災害応急対策	第6章
復旧・復興対策	第7章

## 第5節 緊急輸送活動【防災課、総務課】

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保等の準備的措置を実施する。

### 1 河津町

#### (1) 緊急輸送の方針等

区 分	内 容
実施機関	町の地震防災応急対策に必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。
緊急輸送の方針	<p>ア 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。</p> <p>イ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。</p> <p>ウ 警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じて静岡県警の警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。</p> <p>エ 自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、静岡県に対して必要な措置を要求する。</p>
緊急輸送の対象となる人員、物資等	<p>ア 防災活動要員の配備、又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材</p> <p>イ 緊急の措置を要する患者</p> <p>ウ その他 輸送の安全が確保された場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。</p> <p>(ア) 食料</p> <p>(イ) 日用品等</p> <p>(ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの</p>

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

(2) 輸送体制の確立

区 分		内 容
緊急輸送の方法	陸上輸送	1次（一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格を成す道路）、2次（1次緊急輸送路と役場を結ぶ幹線路）の緊急輸送路により必要な輸送を行う。
	海上輸送	必要に応じて、町内各漁港を使用する。
	航空輸送	静岡県及び静岡県警察のヘリコプターによるほか、静岡県の警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣の要請を要求する。
輸送手段の確保		ア 町有車両の活用のため、地震災害時に不適な場所にある車両は安全な地域へ移動する。 イ 静岡県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求 ウ 燃料等の確保のため、町内給油所及び関係業界への協力要請 エ 民有車両の借上げ

(3) 緊急車両の調整

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは町地震災害警戒本部において調整を行う。この場合の調整は、次によることを原則とする。

第1順位	住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急活動を実施するため必要な輸送
第3順位	地震発生後の活動準備のための輸送

2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言に 係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第6節 自衛隊派遣要請計画【防災課】

町警戒本部長は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の地震防災派遣の要請を要求する。

### 1 派遣要請を要求する事項

- (1) 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
- (2) 地震発生直前の現況航空写真の作成
- (3) 特定の緊急患者の移送
- (4) 防災要員等の輸送

### 2 地震防災派遣部隊の受入

- (1) 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。
- (2) 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、賀茂地域局危機管理課（賀茂方面本部）との連絡調整を行う。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第7節 避難活動【防災課、福祉介護課、産業振興課、教育委員会、消防団】

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、町や自主防災組織、避難所の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

### 1 避難対策

#### (1) 避難対策の基本方針

ア 町が、本計画において明らかにした津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難所へ避難する。

イ また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者（介護者等を含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、町は、あらかじめ自主防災組織や避難所の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を定めておく。

ウ 避難対象地区の住民等が避難所まで避難する方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

エ 避難所では、自主防災組織の単位で行動する。

オ 避難誘導や避難所での生活に当たっては、要配慮者に配慮する。

カ その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。

#### (2) 避難のための指示

ア 指示の基準

町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として避難対象地区に対し、避難の指示を行う。

イ 指示の伝達方法

町長は、警戒宣言発令後、速やかに避難対象地区住民等に対し、行政無線、同時通報無線、広報車等により、避難の指示を行う。また、警察官、海上保安官、消防団員に対し、避難の指示の伝達について協力を要請する。

なお町は、必要に応じ避難の指示に関する放送を静岡県に依頼することができる。

ウ 避難に際しての周知事項

町（消防機関を含む）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令されたとき

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

は、警戒宣言が出されたこと及び次の（ア）から（オ）までの伝達に努める。

（ア）避難対象地区の地区名

（イ）出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

（ウ）避難経路及び避難先

（エ）避難する時期

（オ）避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

### （3）警戒区域の設定

ア 警戒区域設定対象地域

町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。

イ 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

町長は、警戒宣言が発せられたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は、立入禁止の措置をとる。

また、町長は警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める。

### （4）避難の方法

ア 地域住民の避難

町、自主防災組織があらかじめ協議して定めた避難所に避難する。この場合も、安全な場所を集合場所としてここで人員等を確認し、まとめて避難所に移動する。

イ 病院、旅館、観光施設等不特定かつ多数が入り出る施設等の避難

（ア）施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設等の周辺の安全な場所を避難所と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底する措置をとるとともに、従事者に所要の訓練を実施する。

（イ）町が定めた避難所を避難先とする場合はあらかじめ町長と協議する。

（ウ）避難の実施にあたっては、管理者及び従業員が安全に避難誘導するものとし、また管理者は可能な限り避難所での食料、飲料水、寝具の供給又は斡旋を行う。

ウ 保育園、幼稚園、学校の避難

（ア）生徒等は、あらかじめ定めた方法により保護者へ引き渡す。

（イ）引き渡しができない生徒等については、校内等で適切な場所に避難する。

### （5）避難計画の作成

ア 避難実施等措置者は、あらかじめ町、自主防災組織、避難所の施設管理者等と十分に調整を図り、避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を静岡県が定めた指針により作成し、地域住民、施設利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

イ 避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難所での生活等に配慮する。

### （6）避難状況の報告

ア 町は、自主防災組織及び避難所の施設管理者等から直接に、又は避難対象地区以外の地域にあたっては、当該市町の区域にある警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあたっては、原則として避難完了に関する報告は求めないものとする。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
避難の経過に関する報告	危険な事態、その他異常事態が発生した場合、直ちに行う。 （ア）避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。） （イ）上記事態に対し、応急的にとられた措置 （ウ）町等に対する要請事項
避難完了に関する報告	避難完了後速やかに行う。 （ア）避難所名 （イ）避難者数（男女数、世帯数） （ウ）必要な救助・保護の内容 （エ）町等に対する要請事項

イ 町は、避難の状況について静岡県へ報告する。

## 2 避難所の設置及び避難生活

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

### （1）避難所の設置及び避難生活

区 分	内 容
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
設置場所	ア 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。（資料編資料 5-1） イ 原則として公園、学校のグラウンド等の屋外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
設置期間	ア 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 イ 避難所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難所を設置することができる。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
避難所の運営	<p>ア 町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設管理者の協力を得て、避難所を運営する。</p> <p>イ 避難所には、避難所の運営等を行うために必要な場合、町職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>ウ 自主防災組織や消防団は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。</p> <p>エ 避難所の運営に当たっては、男女双方の運営管理責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。</p>

（資料編 資料 5-1 広域避難地 参照）

（資料編 資料 5-2 指定緊急避難場所・指定避難所 参照）

## 第8節 社会秩序を維持する活動【防災課、企画調整課、下田警察署】

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発令された場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め民生の安定を図り、住民の的確な防災対策を促進する。

### 1 予想される混乱

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路混乱
- (6) 買い出し、旅行者等の混乱

### 2 町の実施事項

#### (1) 混乱の防止

ア 警戒本部長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、各種の混乱の発生のおそれがあると認めたととき、また、混乱が生じたときは、住民のとりべき措置について呼びかけを実施する。

イ 犯罪情報の収集を行う。

#### (2) 物資、物価対策

ア 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。

イ 生活物資の異常な価格の高騰、不当な売り惜しみ、買占めが発生した場合は静岡県に要請し、静岡県消費生活条例に基づき、特定物資を指定させ物資の円滑な供給を確保する。

### 3 静岡県警察本部の実施事項

県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられたときに次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。

- (1) 警戒区域、避難所等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。
- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所の重要施設に対しては、必要により警戒部隊を配備し、関係機関との連携に配慮した警戒活動を行う。
- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- (5) 流言飛語が横行した場合にはその原因を究明し、適切な情報提供を行う。
- (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- (7) 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。

なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第9節 交通の確保活動【防災課、建設課、産業振興課、下田警察署、伊豆漁業協同組合】

警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

### 1 陸上交通の確保対策

#### (1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	<p>ア 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。</p> <p>イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。</p>
警戒宣言発令時	<p>ア 走行中の車両は次により行動する。</p> <p>(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。</p> <p>(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。</p> <p>(ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。</p> <p>イ 原則、避難のために車両を使用しない。</p>

#### (2) 交通規制の方針

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	<p>東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。</p> <p>イ 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。</p> <p>ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。</p>
警戒宣言発令時	<p>警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。</p> <p>イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。</p>

区 分	内 容
	<p>その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。</p> <p>ウ 交通規制に際しては、静岡県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道関係機関等を通じ広報の徹底を図る。</p>

(3) 交通規制計画

- ア 町内への一般車両の流入制限
- イ 町内における車両の走行抑制
- ウ 緊急交通路等を確保するための措置
  - (ア) 緊急交通路については、各流入部において、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。
  - (イ) 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域への流入を禁止する。
  - (ウ) 町の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。

(4) 緊急輸送車両の確認等

- ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事すると認められる車両について行う。
- イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。
- ウ これらの届出等及び確認の手続については、資料編 資料 12-5～12-7 に定める。

(資料編 資料 12-5 緊急通行車両事前届出チャート等 参照)

(資料編 資料 12-6 緊急通行車両確認証明書 参照)

(資料編 資料 12-7 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証 参照)

2 海上交通の確保対策

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	<p>漁港管理者等は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>ア 港及び沿岸付近にある船舶及び漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。</p> <p>イ 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、作業に要する人員の確保や船舶の係留準備等の措置の実施を要請するとともに、退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。</p>
警戒宣言発令時	<p>漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、船舶の係留を完全に行うよう要請する。</p>

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第10節 地域への救援活動【防災課、産業振興課、健康増進課、町民生活課、水道温泉課】

警戒宣言発令時における食料、日用品、飲料水、医薬品等の必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、町、静岡県及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及び斡旋等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

### 1 東海地震注意情報発表時の準備的措置

- (1) 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- (2) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- (3) 町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- (4) 町は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (5) 町は、広域搬送拠点の立上げの準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (6) 住民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

### 2 警戒宣言発令時の措置

#### (1) 食料及び日用品の確保

区 分	内 容
調達の方針	<p>ア 警戒宣言発令時に必要な食料及び日用品（以下「緊急物資」という。）は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。</p> <p>イ 町の緊急物資の供給は、前記を補完するものとし、その供給は原則として有償とする。</p> <p>ウ 住民等の生活維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。</p>
河津町	<p>ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や町外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。</p> <p>イ 静岡県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請を行う。</p> <p>ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。</p> <p>エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。</p>
自主防災組織及び住民	<p>ア 自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。</p> <p>イ 住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。</p>

区 分	内 容
警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資	警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資については、住民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、町は静岡県に対して緊急物資の調達を要請する。

（資料編 災害時の応援協定等一覧表 参照）  
（資料編 資料 4-4 緊急物資調達先一覧表 参照）

## （2）飲料水等の確保

町及び住民は、地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

区 分	内 容
河津町	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。
住 民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

（資料編 資料 4-1 給水計画及び給水活動 参照）  
（資料編 資料 4-2 給水タンク保有状況 参照）  
（資料編 資料 4-3 濾水機保有状況 参照）

## （3）医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

町及び住民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

### ア 医療救護活動

町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

区 分	内 容
河津町	ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。 ウ 要救護者の搬送準備を行う。 エ 広域搬送活動のための広域医療搬送用ヘリポート及び患者搬送用車両を準備する。 オ 住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。 カ 町長があらかじめ協議して定めた医療機関は、警戒宣言発令時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
救護班、救護所の設置基準	<p>ア 医師1名、薬剤師1名、看護師又は保健師3名、業務調整員（事務員等）2名で構成された医療チームを編成し、チーム単位で活動に当たる。</p> <p>イ 救護班は救護所に派遣する。</p> <p>ウ 救護所は、原則として避難所に設置する。</p>

（資料編 資料 8-4 病院・診療所一覧表 参照）  
（資料編 資料 8-5 患者の搬送方法 参照）

#### イ 防疫及び保健衛生活動

区 分	内 容
河津町	<p>ア 防疫のための資機材及び仮設トイレの資機材を準備する。なお、仮設トイレ等の備蓄困難な資機材については、メーカー等との災害協定の締結により調達を行う。</p> <p>イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。</p>
自主防災組織	<p>自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検を及び仮設トイレの設置の準備を行う。</p>

（資料編 災害時の応援協定等一覧表 参照）  
（資料編 資料 4-5 防災用品・資機材等の調達先一覧表 参照）

#### ウ 廃棄物処理等

区 分	内 容
し尿	<p>ア 関係機関との連絡体制等について確認する。</p> <p>イ 医療・救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。</p> <p>ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。</p> <p>エ し尿収集車の緊急車両手続を準備する。</p>
廃棄物（生活系） ・がれき・ 残骸物処理	<p>ア 関係機関との連絡体制等について確認する。</p> <p>イ 仮集積場の確認を行う。</p> <p>ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。</p>

## 第11節 町有施設設備等の防災措置【防災課、総務課、企画調整課、建設課、産業振興課】

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において町が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、住民等の日常の社会生活等に支障を来たさない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

### 1 無線通信施設等

無線機器管理取扱規程に定めるところより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線機については完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
- (3) 津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への搬出等必要な措置を講ずる。

### 2 公共施設等

- 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発表時において、公共施設等（漁港、河川、海岸、道路、砂防等、工事中の施設等、庁舎）については、職員等の安全を配慮しおおむね次の措置を講ずるように努める。
- 東海地震注意情報発表時には、町の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

#### (1) 東海地震注意情報発表時

##### ア 漁港施設

次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。

また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

区分	内容
防潮施設等	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障が来たさない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。
岸壁等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。

総論  
第1章

平常時対策  
第2章

地震防災施設緊急整備計画  
第3章

南海トラフ地震  
臨時情報への対応  
第4章

東海地震  
関係  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策  
第5章

災害  
応急対策  
第6章

復旧・復興対策  
第7章

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

イ 河川及び海岸保全施設

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用者等に支障を来たさない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

ウ 用水路

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

エ 道路（国・県の措置）

(ア) 道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。

(イ) 道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力等の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

オ 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

情報収集・伝達のための配備体制、静岡県・町・自主防災組織・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

カ 工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

キ 町本部及びその他災害応急対策上重要な施設

町本部及びその他災害応急対策上重要な施設について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

ク 水道用水供給施設等

警戒宣言発令に備え、溢水<sup>1</sup>等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 漁港施設等

次の事項について点検及び応急措置を行う。

ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請する。

区分	内容
防潮施設等	津波の危険のある地域においては、水門等の閉鎖操作を行う。又、水防資機材の点検配備を行う。
岸壁等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに、一般使用を禁止する。

イ 河川及び海岸保全施設

津波の危険のある地域においては、水門等の閉鎖操作を行う。

ウ 用水路

農業用水路については、警戒宣言発令と同時にあらかじめ定めた者に対して所用の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて用水路の断水、又は減水を行う。

<sup>1</sup> 溢水（いっすい）：川などの水があふれ出ること。

エ 道路

- (ア) 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路情報表示装置等により、道路利用者に対し行う。
- (イ) 緊急交通路及び幹線避難路において、静岡県公安委員会が実施する交通規制に協力する。
- (ウ) 災害緊急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- (エ) 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- (オ) 幹線避難路における障害物除去に努める。

オ 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のため、静岡県・町・住民間の連絡体制を整える。

カ 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

キ 町本部及びその他災害緊急対策上重要な施設

町本部及びその他災害緊急対策上重要な施設について、非常用発電装置の確認、落下・倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

ク 水道用水供給施設等

溢水を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

(3) コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時におおむね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。

イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

総論	第1章
平時対策	第2章
地震防災施設緊急整備計画	第3章
南海トラフ地震臨時情報への対応	第4章
連情報及び警戒宣言に係る緊急対策	第5章 東海地震関
災害緊急対策	第6章
復旧・復興対策	第7章

## 第12節 防災関係機関等の講ずる住民生活及び安全確保の措置【防災課、水道温泉課、関係機関】

- 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、住民の生活に密接に関係のある防災関係機関が住民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。
- 東海地震注意情報が発表されたときは、住民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、住民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。
- なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮する。

### 1 東海地震注意情報発表時

#### (1) 水道（町）

飲料水の供給は継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

#### (2) 電力（東京電力パワーグリッド(株)伊豆支社）

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

#### (3) ガス（(一社)静岡県LPガス協会）

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

#### (4) 通信（西日本電信電話(株)静岡支店、(株)NTTドコモ東海支社）

平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。

#### (5) 金融

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

#### (6) 旅客交通機関

区分	内容
鉄道	<p>ア 列車の運転規制等 旅客列車については、運行を継続する。</p> <p>イ 旅客等に対する対応 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。</p>
バス	<p>ア 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。</p> <p>イ 警戒宣言発令後のバスの運転規則等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</p> <p>ウ 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸</p>

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震に関係する応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策



(2) 電力（東京電力パワーグリッド(株)伊豆支社）

- ア 電力の供給は継続する。
- イ 地震の発生に備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

(3) ガス（(一社)静岡県LPガス協会）

重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

(4) 通信（西日本電信電話(株)静岡支店、(株)NTT ドコモ東海支社）

- ア あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。
- イ このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話(株)の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。
- ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用ブロードバンド伝言板 web171 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
- エ 地震発生後の通信施設の応急復旧に備えて資機材・要員を準備する。

(5) 金融

ア 金融機関の営業

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

- a 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総口座座を含む。以下同じ。）の払い戻し業務を除くすべての業務の営業を停止する。
- b 営業所等の窓口における普通預金の払い戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
- c 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において取扱いの継続に努める。
- d 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払い戻しを含むすべての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払い戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

(イ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

- a 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
- b ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続等に努める。
- c ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

(ロ) 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示板等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

(ハ) 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。

(ニ) 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開する。

イ 保険会社の営業

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発令された場合は、営業所等における業務を停止する。

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震震 情及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

- (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
- (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。
- (エ) 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

(6) 旅客交通機関

区分	内容	
鉄道	列車の 運転 規制等	ア 強化地域への進入を禁止する。 イ 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止する。 ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。
	旅客等 に対する 対応	ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難所へ避難させる等必要な措置をとる。
バス		ア バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。又、町のサイレンによって警戒宣言の発令を覚知する。 イ 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。
道路		ア 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 ウ 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 エ 自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限する。 オ 走行車両は低速走行する。

(7) 病院・診療所

- ア 緊急業務を除き、外来診療は原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
- イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

(8) スーパーマーケット等

- ア スーパーマーケット・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続等の地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- ウ 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策【防災課、建設課、福祉介護課、水道温泉課、教育委員会、関係機関】

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令の定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

### 1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通の事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

#### (1) 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

地震防災応急計画に定める必要がある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

ア 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

イ 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項

(ア) 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項

(イ) 情報収集・伝達手段の確保に関する事項

(ロ) 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項

(ハ) 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項

(ニ) 避難誘導の方法、近隣避難所・避難路の確認等の避難誘導に関する事項

(ホ) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認

(ヘ) その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項

ウ 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項

(ア) 東海地震注意情報の内容と意味等

(イ) 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容

(ロ) 冷静な対応の実施

(ハ) 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報

(ニ) 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容

(ホ) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容

(ヘ) その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報

エ 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

**(2) 警戒宣言発令時**

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

ア 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項

(ア) 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制

(イ) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等

ウ 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項

(ア) 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項

(イ) 情報収集・伝達手段の確保

(ウ) 救急医療品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項

(エ) 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項

(オ) 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項

(カ) 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項

(キ) 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項

(ク) 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項

(ケ) その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項

エ 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項

(ア) 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等

(イ) 当該施設における地震防災応急対策の内容

(ウ) 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報

(エ) その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報

オ 避難対象地区内にある施設の避難対策

避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ町と協議して定めた避難所等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

**2 各施設・事業所の計画において定める個別事項**

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

**(1) 病院・診療所**

区 分	内 容
東海地震注意 情報発表時	本章 第 12 節 1 東海地震注意情報発表時（7）病院・診療所に準ずる。
警戒宣言 発令時	本章 第 12 節 2 警戒宣言発令時（7）病院・診療所に準ずる。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

(2) スーパーマーケット等

区 分	内 容
東海地震注意 情報発表時	<p>ア 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。</p> <p>イ 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。</p> <p>ウ 静岡県や町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。</p> <p>エ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高揚、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。</p>
警戒宣言 発令時	<p>ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により住民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。</p> <p>イ 営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。</p> <p>ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。</p> <p>エ 静岡県や町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。</p> <p>オ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高揚、買占め、売惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。</p>

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

(3) 石油類、火薬類、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設  
(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)

区 分	内 容
東海地震注意 情報発表時	<p>ア 警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。</p> <p>イ 応急保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該施設を段階的又は部分的に実施する。</p>
警戒宣言 発令時	<p>火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。</p>

(4) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）

区分	内容
東海地震注意情報発表時	本章 第12節 1 東海地震注意情報発表時 (6)旅客交通機関に準ずる。
警戒宣言発令時	本章 第12節 2 警戒宣言発令時 (6)旅客交通機関に準ずる。

(5) 学校・幼稚園・保育所

- 学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。
- この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や学校等の施設の避難所指定の有無等を考慮する。
- 生徒等の安全確保のために必要な対策としては、おおむね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園（所）の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定める。

区分	内容
東海地震注意情報発表時	<p>生徒等が在校・在園（所）中の場合、各学校等は、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は保護者への引渡しを実施する。</p> <p>イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園（所）者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は保護者への引渡しを実施する。</p> <p>ウ また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。</p> <p>エ 保護者への引渡しに困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。</p>
警戒宣言発令時	<p>ア 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や保護者への引渡し等の生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。</p> <p>イ 保護者への引渡しに困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。また、在宅中の場合は、登校・登園（所）しないものとする。</p>

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

(6) 社会福祉施設

区分	内容
東海地震注意 情報発表時	<p>ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認等の準備的措置を講ずる。</p> <p>イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。</p> <p>(ア) 保護者への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認等の準備的措置</p> <p>(イ) 保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認等の準備的措置</p>
警戒宣言 発令時	<p>ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は、保護者への引渡しを実施する。</p> <p>イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。</p> <p>(ア) 保護者への引渡し</p> <p>(イ) 保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送</p>

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

(7) 道路

区分	内容
東海地震 注意情報 発表時	本章 第12節 1 東海地震注意情報発表時 (6) 旅客交通機関ウ 道路に準ずる。
警戒宣言 発令時	本章 第12節 2 警戒宣言発令時 (6) 旅客交通機関ウ 道路に準ずる。

(8) ガス事業

区分	内容
東海地震注意 情報発表時	本章 第12節 1 東海地震注意情報発表時 (3)ガスに準ずる。
警戒宣言 発令時	本章 第12節 2 警戒宣言発令時 (3)ガスに準ずる。

(9) 水道事業

区 分	内 容
東海地震注意 情報発表時	本章 第12節 1 東海地震注意情報発表時 (1)水道に準ずる。
警戒宣言 発令時	本章 第12節 2 警戒宣言発令時 (1)水道に準ずる。

(10) 電気事業

区 分	内 容
東海地震注意 情報発表時	本章 第12節 1 東海地震注意情報発表時 (2)電力に準ずる。
警戒宣言 発令時	本章 第12節 2 警戒宣言発令時 (2)電力に準ずる。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第14節 町が管理又は運営する施設の地震防災応急対策【防災課、福祉介護課、教育委員会、水道温泉課】

町が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定める。計画すべき対策の要点は次のとおりである。

### 1 東海地震注意情報発表時

#### (1) 各施設が共通して定める事項

- ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者等への伝達
- イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する組織の確立
- ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

#### (2) 施設の特性に応じた主要な個別の事項

学校等において計画すべき対策の基本的な考え方は、本章 第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策の規定に準ずる。

区分	内容
学 校	ア 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等） イ 地域住民の避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
水道用水供給施設	警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

### 2 警戒宣言発令時

#### (1) 各施設が共通して定める事項

- ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置
- エ 消防、水防等の事前措置
- オ 応急救護
- カ 施設及び設備の整備及び点検
- キ 防災訓練及び教育広報

#### (2) 施設の特性に応じた主要な個別の事項

学校等において計画すべき対策の基本的な考え方は、本章 第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策の規定に準ずる。

区分	内容
学 校	ア 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法）等 イ 住民の指定避難所における避難者の受入れ方法等
水道用水供給施設	溢水等による災害予防措置

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害  
応急対策

第7章  
復旧・復興  
対策

## 第6章 災害応急対策

地震・津波が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び住民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う。

### 第1節 防災関係機関の活動【防災課、消防・警察他防災関係機関】

地震・津波発生時の町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

#### 1 河津町

##### (1) 災害対策本部の設置

- ア 町長は、地震・津波災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、河津町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）を設置する。
- イ 町警戒本部から町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮する。

##### (2) 職員の動員（配備）

- ア 指令室の構成員は、災害対策本部が設置された時は、直ちに指令室において災害応急対策にあたる。
- イ 災害対策本部の各班長及び職員は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。
- ウ 上記以外の職員は、災害対策本部が設置されたとき、速やかに当該職員の所属長の指揮の下に災害応急対策にあたる。

（資料編 資料 1-5 職員の配備基準・体制 参照）

##### (3) 所掌事務

町災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ア 地震・津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊の受入
- オ 被災者の救助、救護、その他の保護
- カ 施設及び設備の応急の復旧
- キ 防疫その他の保健衛生
- ク 避難の指示又は警戒区域の設定
- ケ 緊急輸送の実施
- コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給
- カ 静岡県への要請、報告等静岡県との災害応急対策の連携

- シ 自主防災組織との連携及び指導
- ス ボランティアの受入れ

(4) 防災会議の開催等

- ア 町災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、河津町防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画書作成、災害応急対策の実施推進等を行う。
- イ この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて、防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。
- ウ 防災会議の運営にあたっては、警戒本部の本部員会議との継続性の確保について配慮する。

（資料編 資料 2-1 河津町防災会議条例 参照）  
（資料編 資料 2-2 河津町防災会議編成図 参照）

(5) 突発及び地震津波等緊急情報衛星同報受信装置（ひまわり）より情報を受信した場合の対応

区 分	内 容
動員範囲	震度5弱以上の地震を観測した際は、2次応急配備体制に準じ、防災課全員と関係各課の職員を動員する。（構成人員は資料編 資料 2-5 別表（2））。
連絡方法	勤務時間内：庁内放送による。 勤務時間外：同時通報無線及び電話による。
業 務	ア 同時通報無線又はテレビ等により覚知して至急登庁し、掌握事務につく。 イ 被害の状況により、やむなく登庁が不可能な職員は、自主防災本部に行き、本部との連絡・避難した住民の対応にあたる。その後、状況が安定した段階で本部と連絡をとり、本部員としての掌握事務につく。

（資料編 資料 2-5 河津町災害対策本部運営要領 別表（2）参照）

(6) 津波に対する自衛措置

町長は、津波に対し次の措置を取る。

- ア 津波注意報が発表された場合
  - (ア) 情報の聴取を行う。その結果、予報海域第8区に被害を伴う津波の発生が予想される場合は、住民に対して避難の指示等必要な措置を講ずる。
  - (イ) 住民、漁協関係者等に注意報を同時通報無線により伝達し、テレビ・ラジオ・町の情報に注意するよう呼びかける。
  - (ウ) 海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難の伝達に務める。
- イ 津波警報が発表された場合
  - 直ちに住民・漁協関係者等及び海浜の遊客に対して、同時通報無線により緊急に避難の指示を伝達する。
- ウ 「津波注意報」又は「津波警報」は未だ出ないが、庁舎の震度計が震度4程度以上の地震を感じたとき

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 に 係る 緊急 対策
第6章 災害 応急 対策
第7章 復旧・復興 対策

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 連係情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
報道の聴取	地震を感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビ報道を聴取する。
避難の指示等	報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、町長は住民に対して避難の指示等必要な処置をとる。又、海浜の遊客に対して避難の伝達に努める。 (ア) 海浜の遊客 夏期は海水浴場関係者が遊客に対して呼びかけ、高台へ誘導する。 (イ) 住民 同時通報無線により、個別に覚知するが、自主防災組織が構成員に対して伝達する。 (ウ) 漁港関係 漁協が船舶及び漁協関係者に伝達する。
同時通報用無線による広報	震度4程度を感知した時に、その旨を同時通報無線により伝達し、テレビ、ラジオの情報に注意するよう呼びかける。

## 2 消防機関

下田消防本部及び消防団は、災害対策本部並びに関係機関と緊密に連携し、次の事項を行う。

区 分	内 容
下田消防本部	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 地域住民等への避難の指示等の伝達 エ 火災予防の広報
河津町消防団	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難所の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難所への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援

## 3 静岡県警察（下田警察署）

- (1) 情報の収集・提供（防災ヘリコプターによる偵察を含む）
- (2) 救出・救護
- (3) 遺体の検視及び見分
- (4) 避難の指示等の伝達・指示、退去の確認及び避難所の安全確保・秩序維持
- (5) 警戒区域の防犯パトロール
- (6) 社会秩序維持等のための取り締まり等
- (7) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

#### 4 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策としておおむね次の措置を講ずる。

##### (1) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区 警察 局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整
総 務 省 東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の 監理
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関 又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険 会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の 払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支 払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対し て適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急 対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対す る無償貸付の適切な措置
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省 静岡労働局 (三島労働基準監督署 下田駐在事務所)	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防 止の指導
農 林 水 産 省 関 東 農 政 局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の 把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関するこ と オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重 要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する こと サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
林 野 庁 関東森林管理局 伊豆森林管理署	静岡県及び町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材） の供給
経 済 産 業 省 関 東 経 済 産 業 局	ア 防災関係物資の適正な価格による適正な価格による円滑 な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震に関係する応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

機関の名称	処理すべき事務又は業務
経済産業省 関東東北産業保安監督部	<p>エ ガスの安定供給に関すること</p> <p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること</p>
国土交通省 中部地方整備局 (清水港湾事務所・下田港事務所・沼津河川国道事務所)	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 施設対策等</p> <p>(ア) 河川管理施設等の対策等</p> <p>(イ) 道路施設対策等</p> <p>(ウ) 港湾施設対策等</p> <p>(エ) 営繕施設対策等</p> <p>(オ) 電気通信施設等対策等</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理</p> <p>エ 他機関との協力</p> <p>オ 広報</p>
国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局	<p><u>陸上輸送に関すること</u></p> <p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置</p> <p>イ 静岡県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p><u>海上輸送に関すること</u></p> <p>ア 静岡県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 静岡県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な処置</p> <p>ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げの実施</p> <p>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める</p>
海上保安庁第三管区海上保安本部 (下田海上保安部)	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知</p> <p>イ 海難の海上における災害時の救助・救急活動</p> <p>ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入</p>

機関の名称	処理すべき事務又は業務
	港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去 カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 キ 海上における災害に係る救助・救急活動 ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持
環境省関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
日本郵便(株) 伊東郵便局 (上河津、河津郵便局)	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
西日本電信電話(株) (静岡支店) (株)NTTドコモ 東海支社	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
東京電力パワーグリッド(株) 伊豆支社	ア 変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療、財産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 に 係る 緊急 対策
第6章 災害 応急 対策
第7章 復旧・復興 対策

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

機関の名称	処理すべき事務又は業務
	ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	緊急輸送車両の確保及び運行
KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
(一社)日本建設業 連合会中部支部 (一社)全国中小 建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

### (3) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
静岡県道路公社	ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
伊豆急行(株) (河津駅、今井浜海岸駅)	災害時発生の防御及び災害拡大防止のための緊急措置の実施
(一社)静岡県LP ガス協会東部支部 (賀茂地区会)	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
(一社)静岡県 トラック協会 伊豆支部	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
静岡放送(株) (株)テレビ静岡 (株)静岡朝日テレビ (株)静岡第一テレビ 静岡エフエム放送(株)	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
(社)静岡県医師会 (社)静岡県歯科医師会 (社)静岡県薬剤師会 (社)静岡県看護協会 (社)静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案((公社)静岡県薬剤師会、(公社)静岡県看護協会及び(公社)静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時口腔ケアの実施((社)静岡県歯科医師会)

## 第2節 情報活動【防災課、気象庁】

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、町及び県、防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

情報活動の詳細については、第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 通信情報計画に準ずるほか、津波情報に関しては、次の対策を実施する。

### 1 津波情報等の種類

#### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

- 気象庁本庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。
- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。
- 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

#### ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言に係る 緊急対策
第6章 災害 応急対策
第7章 復旧・復興 対策

イ 津波警報等の留意事項

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

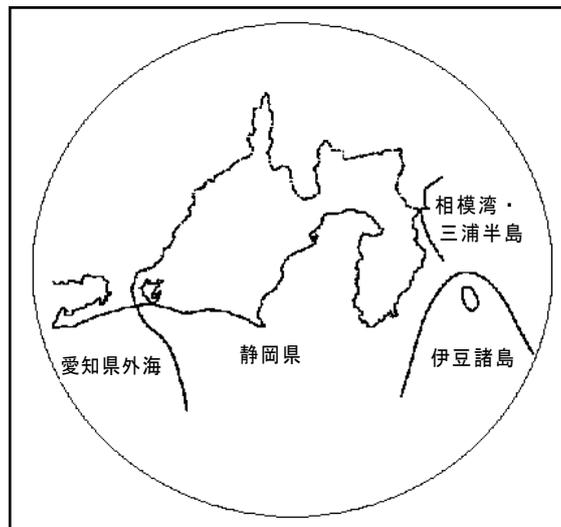
(2) 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、次のとおりである。

静岡県が属する津波予報区

津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

静岡県及び周辺の県が属する津波予報区



第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

### (3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

#### ア 津波情報の種類と発表内容

種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

#### ※1 津波観測に関する情報の発表内容

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

#### ※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震に関係する応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100 km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定された津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定された津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定された津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定された津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

エ 津波情報の留意事項等

(7) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- a 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- b 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(1) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- a 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(I) 沖合の津波観測に関する情報

- a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- b 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

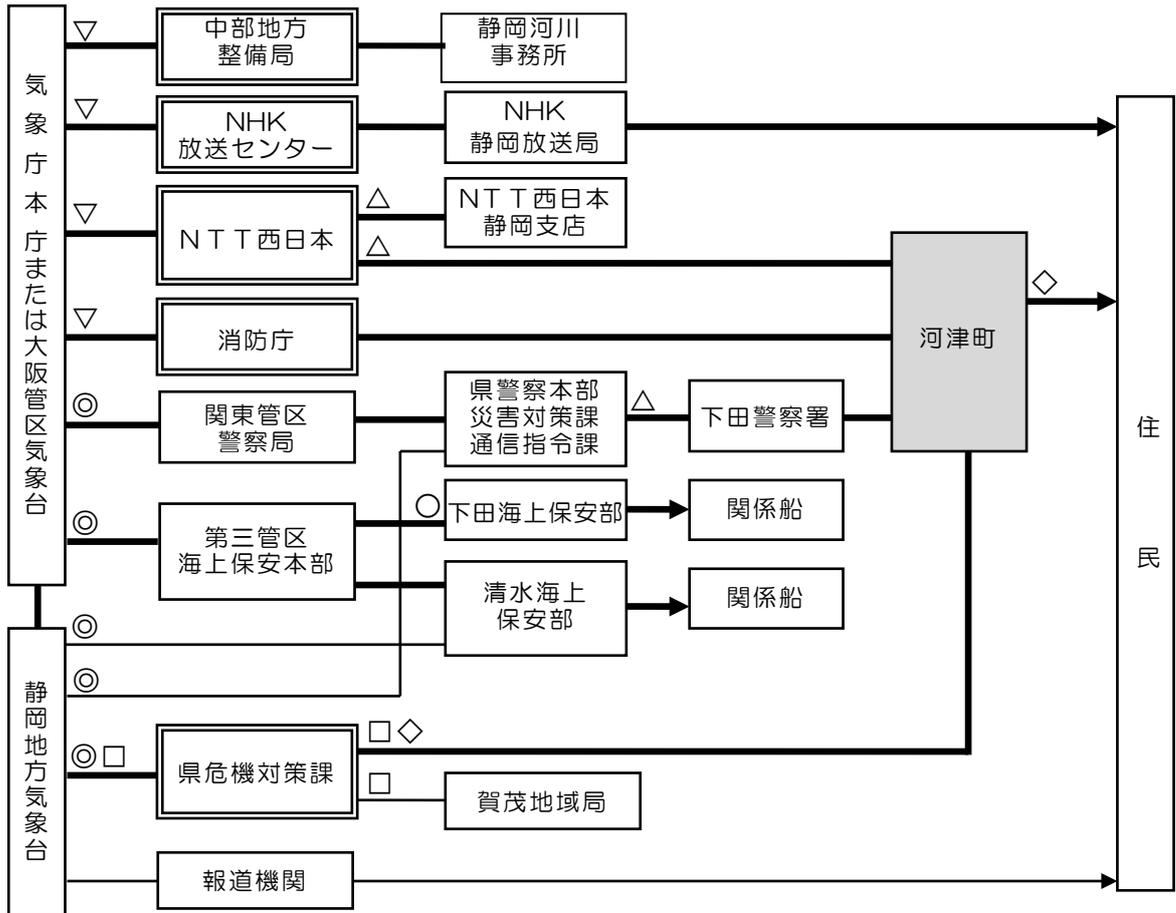
津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところで 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

発表基準	発表内容
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴等に際しては十分 な留意が必要である旨を発表

## 2 津波情報等の伝達系統図



- 法令（気象業務法等）による通知系統
- - - 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- ◎ 防災情報提供システム
- 専用電話・FAX
- △ 加入電話・FAX
- ▽ オンライン（アデス経由）
- 県防災行政無線
- ◇ 河津町防災行政無線

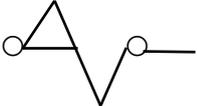
法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注）特別警報が発表された際に、静岡県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

津波注意報標識

津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)  (約3秒)

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)

(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。  
標識を用いない。  
2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(資料編 資料 9-7 津波予報警報標識規則 参照)

沿岸市町一覧表 (令和2年3月6日時点)

地域局	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町
	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町		
賀 茂	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下田市</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">東伊豆町</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">河津町</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">南伊豆町</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">松崎町</span>	西伊豆町	6	6
東 部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	◎伊豆市		5	5
中 部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4
西 部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6
計							21	21

資料：静岡県河川砂防局

(注) 1 □ の市町は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定された市町  
2 ◎の市町は、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）に指定された市町

第1章  
総論

第2章  
平時時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

### 第3節 広報活動【企画調整課、関係各課】

---

第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節 災害広報計画に準ずる。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第4節 緊急輸送活動【防災課、総務課、建設課】

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整等について定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、静岡県が別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

### 1 河津町

#### (1) 緊急輸送の方針

ア 交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとる。

イ 緊急輸送は、住民及び観光客の生命の安全確保をするための輸送を最優先に行うことを原則とする。

ウ 町内で輸送手段等の調整ができないときは、静岡県又は災害時における応援協定を締結している市町村に協力を要請する。

#### (2) 緊急輸送の対象等

ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者

イ 医療、助産、その他救護等のため輸送を必要とする者

ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資

エ り災者を受入れるため必要な資機材

オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材

カ その他町長が必要と認めるもの

#### (3) 緊急輸送体制の確立

町は、交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

##### ア 陸上輸送体制

区 分	内 容
輸送路の確保	<p>(ア) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</p> <p>(イ) 災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。</p> <p>(ウ) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。さらに、あらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。</p>
輸送手段の確保	<p>緊急輸送は、各関係機関等の協力を得て、次の車両により行う。町長は管内において輸送手段の調達ができない場合は、静岡県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。</p> <p>(ア) 町有車両</p> <p>(イ) 運送業者等の車両</p>

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震に関係する応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
集積所及び要員の確保	(ア) 町の物資集積所は別に定める。 (イ) 物資の集積配分業務を円滑に行うため、物資集積場所に必要に応じ町職員を派遣する。

(資料編 資料 12-1 町有車両一覧表 参照)

イ 海上輸送体制

区 分	内 容
輸送路の確保	(ア) 漁港管理者は、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て、交通の可能な航路、漁港等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 (イ) 災害対策本部は、漁港施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な漁港を選定する。 (ウ) 漁港管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに、海上輸送ルートの確保に努める。
輸送手段の確保	緊急輸送は、各関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。 なお、町長は必要に応じ、静岡県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。 (ア) 各関係機関の船舶等 (イ) 民間船舶及び漁船
緊急物資集積場所及び要員の確保	(ア) 漁港管理者は、漁港施設、公共用地等を利用して緊急物資集積場所を確保する。 (イ) 緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資の集積場所には必要に応じ町職員を派遣する。

ウ 航空輸送体制

区 分	内 容
輸送施設の確保	(ア) ヘリコプターの離発着は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。 (イ) 町はあらかじめ定めたヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を把握し、静岡県に報告する。 (ウ) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。
輸送の手段	緊急輸送は、次の各関係機関等の協力を得て行う。 (ア) 自衛隊等の航空機 (イ) 静岡県等のヘリコプター (ウ) 赤十字飛行隊及び民間の航空機
緊急物資集積場所及び要員の確保	町は、緊急物資集積場所を設けるとともに、必要に応じ連絡調整に当るため、町職員を派遣する。

(資料編 資料 5-3 ヘリコプター臨時離着陸場名 参照)

(資料編 資料 5-4 ヘリポートの具備すべき条件 参照)

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

工 緊急輸送のための燃料確保対策

町有車両、町有船舶の燃料、その他町の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

(資料編 災害時の応援協定等一覧表 参照)

才 輸送の調整等

(ア) 町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは町災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第1順位	住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

(イ) 「災害救助法」適用に基づく町の実施事項については、第1編 一般災害対策編 第3章 第19節輸送計画に準ずる。

2 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、町災害対策本部に必要な措置を要請する。

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第5節 広域応援活動【防災課】

広域激甚な災害に対応するため、静岡県、警察、消防、自衛隊、近隣市町等への応援要請の概要について定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

また、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

### 1 静岡県、他市町村に対する応援要請等

区 分	内 容
知事に対する 応援要請	<p>町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、静岡県に対し、次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他、応援に関し必要な事項</p>
他の市町長に 対する応援要請	<p>ア 町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求める。</p> <p>イ 町は、渋谷区及び長野県白馬村（姉妹都市提携）と災害時の相互応援協定を締結し、災害時の体制の強化を図る。</p> <p>ウ 町は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された静岡県消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町長に対し、応援を求める。</p>
応援要員の 受入れ体制	<p>町は、静岡県外から必要な応援要員を導入した場合、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。</p>

### 2 自衛隊の支援

#### (1) 災害派遣要請の依頼

町長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして、賀茂方面本部を通じ、知事に当該派遣の要請を要求する。

##### ア 派遣要請事項

- (ア) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- (イ) 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
- (ウ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索、救助
- (エ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- (オ) 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- (カ) 道路又は水路の確保の措置
- (キ) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- (ク) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (ケ) 被災者に対する炊飯及び給水支援

第1章  
総論

第2章  
平時時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

- (ジ) 防災要員等の輸送
- (カ) 連絡幹部の派遣
- (ク) その他町長が必要と認める事項

イ 派遣要請要求手続き

知事に対する要求は、賀茂方面本部を経由し、次の事項を明示した要請書により行う。ただし、緊急を要するときは静岡県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接最寄りの部隊長に要請するものとし、事後所定の手続きを速やかに行う。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請とする事項

- (イ) 派遣を希望とする期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊との連絡

町長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては浜松基地第1航空団と密接な情報交換を行う。

部隊名	電話番号	静岡県防災行政無線	
		音声	FAX
陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001
航空自衛隊 第1航空団司令(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-9001 衛星系 8-153-9001	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 町は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。

イ 町長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。

ウ 町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

(資料編 資料 6-1 自衛隊受入体制 参照)

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認められた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊浜松基地第1航空団司令(浜松基地)に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

(5) 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として町が負担する。

総論	第1章
平時対策	第2章
地震防災施設緊急整備計画	第3章
南海トラフ地震臨時情報への対応	第4章
東海地震に関係する緊急対策	第5章
災害応急対策	第6章
復旧・復興対策	第7章

### 3 海上保安庁の支援

#### (1) 海上保安庁に対する支援要請の要求

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し、海上保安庁の支援に必要な措置を講ずるよう要求する。

区 分	内 容
支援要請事項	<p>ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送</p> <p>イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</p> <p>ウ その他、町災害対策本部が行う災害応急対策の支援</p>
支援要請依頼の手続き	<p>ア 町長は災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。</p> <p>イ ただし、緊急を要する場合は、静岡県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に要請する。</p> <p>ウ 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</p> <p>(ア) 災害の状況及び支援活動を要請する理由</p> <p>(イ) 支援活動を必要とする期間</p> <p>(ウ) 支援活動を必要とする区域及び活動内容</p> <p>(I) その他参考となる事項</p>

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章 東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

## 第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動【防災課、建設課、下田消防本部、消防団】

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建物等に対する安全対策について、町、消防機関、自主防災組織並びに住民等が実施すべき事項を定める。また、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。特に、海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意する。

### 1 消防活動

#### (1) 消防活動の基本方針

南海トラフ地震臨時情報発表後に地震が発生したときは、住民の事前の防火努力により火災が多発する可能性は少ない。しかし、南海トラフ地震臨時情報が発せられないまま地震が発生したときは、各地に同時に火災が多発する可能性が大きい。したがって、次の基本方針により消防活動を行う。

- ア 住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- イ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- ウ 下田消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するため、それぞれの消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- エ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

#### (2) 下田消防本部及び消防団の活動

- ア 火災発生状況等の把握  
下田消防本部消防長は、下田消防署、消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び下田警察署と相互に連絡を行う。
  - (ア) 延焼火災の状況
    - (イ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
    - (ロ) 消防ポンプ自動車等その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活動可能状況
- イ 消防活動の留意事項  
下田消防本部消防長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。
  - (ア) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
    - (イ) 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
    - (ロ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
    - (ハ) 救護活動の拠点となる各医院、避難所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
    - (ニ) 他市町村、他県よりの応援は、自力での消防活動が困難な場合とし、町長が要請する。
    - (ホ) 他市町村、他県よりの応援を受けて活動する場合は、活動の混乱をきたさないよう消防無線の周波数の確認や行動体制などに注意する。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒 宣言に係る 応急対策
第6章 災害 応急対策
第7章 復旧・ 復興対策

(3) 事業所（本節においては、研究室、実験室を含む。）の活動

区 分	内 容
火災予防措置	火気の消火及びLPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
火災が発生した場合の措置	ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
災害拡大防止措置	高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

(4) 自主防災組織の活動

- ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。
- イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
- ウ 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(5) 住民の活動

区 分	内 容
火気の遮断	ア 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。 イ 避難するときには分電盤のブレーカーを遮断する。切断された電線は危険であるため、処理せず東京電力パワーグリッド(株)伊豆支社に連絡する。
初期消火活動	火災が発生した場合は、消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 関係 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 2 水防活動

地震による津波及び洪水に対する水防活動の概要を示す。なお、水防活動のための水防組織（消防団）並びに水防活動の具体的内容については、町の水防計画の定めるところによる。

第1章 総論	水防管理及び水防管理団体の活動	ア 地震による津波及び洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、必要とする区域の居住者に対し、避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を、下田警察署長に通知する。
第2章 平時対策		イ 水防管理者、水防団長（消防団長）は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、消防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
第3章 地震防災施設緊急整備計画	水防活動の応援要請	ウ 河川、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応		ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。 （ア）水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。 （イ）水防管理者は、必要があれば町長に対し応援を求める。 （ウ）水防管理者は、水防のために必要があるときは、下田警察署長に対して、警察官の出動を要請する。 イ 町長は、必要があるときは次の事項を示し、静岡県に自衛隊の派遣要請を要求する。 （ア）応援を必要とする理由 （イ）応援を必要とする人員、資機材等 （ウ）応援を必要とする場所 （エ）期間その他応援に必要な事項 ウ 水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに、必要に応じ自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。
第5章 東海地震 関係 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策		
第6章 災害応急対策		
第7章 復旧・復興対策		

## 3 人命の救出活動

### (1) 人命救出活動の基本方針

- ア 救出を必要とする負傷者（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。
- イ 町長は、静岡県、警察及び自衛隊等に対し、救出活動の協力を要請する。
- ウ 町長は、町内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- エ 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- オ 自衛隊の救出活動は、本章 第5節 広域応援要請 2 自衛隊の支援の定めるところによる。
- カ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(2) 実施主体

区 分	内 容
河津町	<p>ア 職員を動員し、負傷者等を救出する。</p> <p>イ 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ、民間団体の協力を求める。</p> <p>(ア) 応援を必要とする理由</p> <p>(イ) 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>(ウ) 応援を必要とする場所</p> <p>(エ) 応援を必要とする期間</p> <p>(オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p>
自主防災組織、事業所等	<p>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。</p> <p>ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</p> <p>イ 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。</p> <p>ウ 相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関又は警察、海上保安部に連絡し早期救出を図る。</p> <p>オ 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察、自衛隊又は海上保安部と連絡を取りその指導を受ける。</p>
自衛隊	静岡県の要請に基づき救出活動を実施する。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 に係る心身対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

4 被災建築物等における安全対策

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害を防止するため、次の安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施する。

区 分	内 容
河津町	<p>建築物</p> <p>ア 町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を静岡県に連絡する。</p> <p>イ 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて静岡県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</p>
	<p>宅地等</p> <p>町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて、危険度判定の実施のための支援を静岡県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p>
住 民	<p>ア 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力する。</p> <p>イ 住民は、判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努める。</p>

## 5 災害危険区域の指定

知事又は町長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

区 分	内 容
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 に係る応急対策 連情報及び警戒宣言
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第7節 避難活動【防災課、福祉介護課、企画調整課、消防団】

地震・津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を定める。

### 1 避難対策

#### (1) 避難対策の基本方針

ア 地震・津波災害時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域又は要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

イ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮する。

ウ 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発する。

#### (2) 情報・広報活動

ア 地震・津波災害時において、町及び防災関係機関は、地震・津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行う。その内容は、本章 第2節 情報活動に準ずる。

イ 町及び防災関係機関は、地震・津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は、第1編 一般災害対策編 第3章 第5節 災害広報計画に準ずる。

また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。

ウ 住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震・津波に関する情報を入手するよう努める。

#### (3) 避難のための指示

区 分	内 容
指示の基準	<p>ア 町長は、地震・津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難の指示を発令する。ただし、遠地地震に伴う津波等、必要に応じて高齢者等避難を発令する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難指示又は高齢者等避難の発令（以下、「指示等」という。）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p>
指示の内容	<p>避難の指示等を行う際は、可能な限り次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の指示等が出された地域名</p>

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
	イ 避難経路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項
指示の 伝達方法	町長は、避難の指示等をしたときは、直ちに指示等が出された地域の住民等に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る

#### (4) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

##### ア 町が実施する自衛措置

区 分	内 容
津波注意報が発表 された場合	(ア) 安全を確保の上、情報収集等を行い、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、町長は住民に対して避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、町長が行う避難指示（緊急）については、前項(3)避難のための指示に準ずる。 (イ) 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに町が広報する情報に注意するよう呼びかける。 (ウ) 海水浴客等に対し、避難指示（緊急）の伝達に努める。
大津波警報・津波警 報が発表された場合	町長は、直ちに住民、漁業関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。
震度6弱以上の強い 揺れを感じた場合	町長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。
津波注意報又は津波 警報は発表されてい ないが、震度4程度 以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺 れであっても長い時 間ゆっくりとした揺 れを感じた場合	(ア) 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取する。 (イ) 避難指示（緊急）等 報道の聴取等により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、町長は住民、海水浴客等に対して避難指示（緊急）を伝達するなどの必要な措置をとる。
遠地津波が発生 した場合	(ア) 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報等の津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立等の必要な措置をとる。 (イ) 津波注意報又は津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。 (ウ) 住民、漁業関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

イ 住民が実施する自衛措置

- (ア) 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示（緊急）を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難所等の安全な場所に避難する。
- (イ) 強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難する。
- (ウ) 海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも、直ちに海浜付近から離れる。

(5) 警戒区域の設定

区 分	内 容
設定の基準	<p>ア 町長は災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を町長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により、町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。</p>
規制の内容及び実施方法	<p>ア 町長、警察官又は海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立ち入り禁止の措置を講ずる。</p> <p>イ 町長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。</p>

(6) 避難の方法

区 分	内 容
避難所への町職員等の配置	<p>指定避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のための町職員（消防団員を含む。）を配置する。又、必要により警察官の配置を要請する。</p>
避難方法	<p>災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、次の方法により避難する。</p> <p>【要避難地区で避難を要する場合】</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能となった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</li> <li>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</li> </ul>

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
	<p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り、集団避難方法（隣保班ごと）により、指定避難所へ避難する。</p> <p>(イ) 指定避難所へ避難した住民等は、当該避難所に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難所へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p>ウ 津波の要避難地区</p> <p>(ア) 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。</p> <p>(イ) 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設へ避難する。</p> <p>【要避難地区以外で避難を要する場合】</p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火予防措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
幹線避難路の確保	<p>町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により、幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。</p>
避難所における業務	<p>ア 避難所に配置された町職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。</p> <p>(ア) 津波・火災等の危険の状況に関する情報収集</p> <p>(イ) 地震及び津波に関する情報の伝達</p> <p>(ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>(イ) 必要な応急救護</p> <p>(ロ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し、又は避難所への移動</p> <p>イ 指定避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難者に対する応急救護に協力する。</p>
避難状況の報告	<p>町は、自主防災組織及び避難所の施設管理者等に対して、次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、要避難地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めない。</p> <p>また、町は、把握した避難状況について静岡県へ報告する。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。</p> <p>(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</p> <p>(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置</p> <p>(ウ) 町等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。（避難対象地区を対象）</p> <p>(ア) 避難所名</p> <p>(イ) 避難者数</p> <p>(ウ) 必要な救助・保護の内容</p> <p>(イ) 町等に対する要請事項</p>

## 2 避難所の設置及び避難生活

### (1) 基本方針

ア 町は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

イ 避難所の運営に当っては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、静岡県作成の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮する。

### (2) 避難所の設置及び避難生活

区分	内容
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。
設置場所	<p>ア 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。</p> <p>イ 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により避難所を設置する。</p> <p>(ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物</p> <p>(イ) あらかじめ協定した民間の建築物</p> <p>(ウ) 避難所に設置する小屋、又はテント等（自主防災組織が設置するものを含む）</p> <p>ウ 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。</p> <p>エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。</p> <p>オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、静岡県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶の斡旋を要請する。</p> <p>カ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の避難所を維持することの適否を検討する。</p>
福祉避難所 2次的避難所	<p>ア 町は、要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。</p> <p>イ 町は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。</p>
設置期間	町長は、地震・津波情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘察し、静岡県と協議して設置期間を定める。
避難所の運営	<p>ア 町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。</p> <p>イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>ウ 避難所での避難生活の運営に当っては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。</p>

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震  
に  
係る  
連  
携  
情  
報  
及  
び  
警  
戒  
宣  
言  
に  
係  
る  
応  
急  
対  
策

第6章  
災害  
応  
急  
対  
策

第7章  
復  
旧  
・  
復  
興  
対  
策

第1章 総論
第2章 平常時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
	<p>エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。</p> <p>オ 運営が軌道に乗り次第、町、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。町、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。</p> <p>カ 町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。</p> <p>キ 生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p> <p>ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、静岡県等へ報告を行う。</p>
その他	災害救助法に基づく町の実施事項は、一般災害対策編に準ずる。
避難生活	<p>避難所における避難生活は、自主防災組織等を中心に、相互扶助の精神により自主的に運営する。</p> <p>このため自主防災組織等は炊き出し、給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送るよう努める。</p>

## 第8節 社会秩序を維持する活動【防災課、産業振興課】

第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節 社会秩序維持計画に準ずる。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第9節 交通の確保対策【防災課、建設課、警察】

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上及び海上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

### 1 陸上交通の確保

#### (1) 自動車運転者のとるべき措置

区分	内容
緊急地震速報を聞いたとき	<p>ア ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</p> <p>イ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</p> <p>ウ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</p>
地震が発生したとき	<p>ア 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動する。</p> <p>(ア) できる限り安全な方法により車両は、道路の左側に停止させること。</p> <p>(イ) 停止後は、カーラジオ等により、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。</p> <p>(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>イ 避難のために車両は使用しないこと。</p> <p>ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われるときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても同様とする。</p> <p>(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</p> <p>b 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</p> <p>(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>(ウ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置を取ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</p>

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

(2) 情報の収集

町は、静岡県、国土交通省、中日本高速道路(株)、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め、主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

(3) 陸上交通確保の基本方針（静岡県公安委員会（静岡県警察）、道路管理者等）

ア 静岡県公安委員会（静岡県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。

イ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により通行が危険であると認められる場合は、区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

ウ 静岡県公安委員会（静岡県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。

エ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(4) 交通規制の実施（静岡県、静岡県公安委員会（静岡県警察）、道路管理者等）

区 分	内 容
初動の措置	ア 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。 イ 静岡県公安委員会（静岡県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
緊急輸送路等の確保	ア 知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に、静岡県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。 イ この場合、静岡県警察は県下主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。
交通規制実施後の広報	静岡県公安委員会（静岡県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

(5) 道路交通確保の措置（静岡県公安委員会（静岡県警察）、道路管理者等）

区 分	内 容
道路交通確保の実施体制	道路管理者、静岡県警察は他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
道路施設の復旧	道路管理者は、(一社)静岡県建設業協会（下田地区）等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
交通安全施設の復旧	静岡県公安委員会（静岡県警察）は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
警察官の措置命令等	ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震に関係する応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震に関 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
	<p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にはない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にはない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>
除去障害物等の優先順位	<p>障害物除去等の優先順位は、原則として次による。</p> <p>ア 緊急輸送路に選定された道路</p> <p>イ その他一般道路</p>
除去障害物の処分	<p>ア 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。</p> <p>イ 適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</p>

(6) 静岡県知事又は静岡県公安委員会による緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認は、「災害対策基本法」第 50 条第 1 項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

イ 緊急通行車両の確認事務手続

- (ア) 確認事務処理、受付、手続等は別に定める。
- (イ) 確認の手続きの効率化・簡素化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するために、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、資料編 資料 12-5 のとおり。
- (ウ) 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第 33 条第 2 項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

(資料編 資料 12-4 緊急通行車両標章 参照)

(資料編 資料 12-5 緊急通行車両事前届出チャート等 参照)

(資料編 資料 12-6 緊急通行車両確認証明書 参照)

(7) 鉄道確保の措置

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等応急工事を行う。

2 海上交通の確保

(1) 漁港施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第10節 地域への救援活動【防災課、水道温泉課、総務課、健康増進課、町民生活課、建設課、町社会福祉協議会】

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震関連に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

日常の生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索及び応急住宅の確保及びボランティア活動への支援について町、自主防災組織、住民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

### 1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

#### (1) 緊急物資の確保計画量

町は、別に定める各品目の必要量を確保するよう努める。

なお、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

#### (2) 町による緊急物資等の確保

ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。

イ 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した河津町商工会、物資保有者、流通業者等とする。これによって調達ができないときは、他の物資保有者から調達する。町長は、必要に応じ、次の事項を示して静岡県に調達、又は斡旋を要請する。

- (ア) 調達又は斡旋を必要とする理由
- (イ) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- (エ) 連絡課及び連絡責任者
- (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (カ) 経費負担区分
- (キ) その他、参考となる事項

ウ 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

エ 炊き出し及び食料提供を行う順位は次のとおりである。

区 分	内 容
自主防災組織等	町は、避難所、その他の要所に自主防災組織等の協力を得て炊き出しの施設をもうけ、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
給食センター	自主防災組織等による炊き出し及び食料品供給が賄えない状況であり、かつ、町の給食センターの施設・設備に被害がなく正常に稼働できる場合には、町の給食センターを活用し、ボランティアの協力を得て、炊き出し及び食料品提供を行う。
民間への要請	民間のホテルなど被害状況を確認し、協力を要請する。

(3) 住民及び自主防災組織による確保

- ア 緊急物資は、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、町に供給を要請する。
- イ 住民及び自主防災組織は町が行う緊急物資の配分に協力する。
- ウ 住民及び自主防災組織は必要により町とともに、炊き出しを行う。
- エ 住民及び自主防災組織は食品及び食事の提供を行う。

2 給水活動

区 分	内 容
河津町	<p>ア 飲料水の確保が困難な地域に対し必要に応じて給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。</p> <p>イ 町長は、町内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して静岡県に調達の斡旋を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 給水を必要とする人員</li> <li>(イ) 給水を必要とする期間及び給水量</li> <li>(ウ) 給水する場所</li> <li>(エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量</li> <li>(オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</li> <li>(カ) その他必要事項</li> </ul> <p>ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。</p> <p>エ 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。</p>
住民及び 自主防災組織	<p>ア 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</p> <p>イ 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。</p> <p>ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合特に衛生上の注意を払う。</p> <p>エ 町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</p>

(資料編 資料 4-1 給水計画及び給水活動 参照)

3 燃料の確保

区 分	内 容
河津町	<p>ア 町は炊き出しに必要なLPガス等の燃料及び器具等の調達の支給、又は斡旋を行う。</p> <p>イ 町長は、炊き出しに必要なLPガス等の燃料及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して、静岡県に調達の斡旋を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 必要なLPガス等の量</li> <li>(イ) 必要な器具の種類及び個数</li> </ul>

総論	第1章
平時時対策	第2章
地震防災施設緊急整備計画	第3章
南海トラフ地震 臨時情報への対応	第4章
連情報及び警戒宣言に係る 応急対策	第5章
災害 応急対策	第6章
復旧・復興対策	第7章

区 分	内 容
住民及び 自主防災組織	町内の LP ガス販売業者等の協力を得て、使用可能な LP ガス、及び器具等を確保する。

#### 4 医療救護活動

##### (1) 医療救護活動の基本方針

- ア 町災害対策本部が設置され、医療救護活動を行う必要があると判断された場合、全町的な医療救護に関する情報拠点として、保健福祉防災センター1階に医療救護本部を設置する。
- イ 町は、町内の医療救護を行うため救護所を設置し、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、救護病院は伊豆今井浜病院を活用し、さらに不足する場合には、仮設救護病院を河津中学校及び西小学校に設置する。(資料編 資料8-2)
- ウ 町は、あらかじめ定めた医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- エ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努める。
- オ 町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を、ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)及び広域災害救急医療情報システム(EMIS)等により迅速に把握し、応援の派遣要請等を行う。

(資料編 資料8-2 河津町医療救援計画 参照)

##### (2) 救護所

###### ア 設置

町は地震による災害が発生したときは、あらかじめ町長が指定した伊豆今井浜病院に、さらに不足する場合には、河津中学校及び西小学校に設置した救護所で医療救護活動を行う。

###### イ 活動

- (ア) 医療救護対象者のトリアージ
- (イ) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置
- (ウ) 救護病院、仮設救護病院及び災害拠点病院への患者搬送の手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への処置状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

##### (3) 町、住民及び自主防災組織の医療救護活動

区 分	内 容
河津町	町は、あらかじめ定めた医療救護計画に基づき、次の措置を講ずる。 ア 救護所開設予定施設の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 イ 傷病者を必要に応じて、設置した救護所に搬送する。 ウ 傷病者の受入れにあたっては、医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握に努め、必要な調整を行う。 エ 救護所、仮設救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 オ 医療救護施設から輸血用血液の調達・斡旋の要請を受けたときは、直ちに静岡県に調達・斡旋を要請する。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣 言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

	<p>カ 輸血用血液の確保については必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼びかける。</p> <p>キ 町長は救護所及び仮設救護病院において、医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して、静岡県に派遣を要請する。</p> <p>(ア) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）</p> <p>(イ) 必要な救護班数</p> <p>(ウ) 医療救護活動を必要とする期間</p> <p>(エ) 救護班の派遣場所</p> <p>(オ) その他必要事項</p> <p>ク 被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を静岡県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p>
住民及び 自主防災組織	<p>ア 軽傷を負った者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</p> <p>イ 負傷者で介護を要する者を最寄りの救護所又は仮設救護病院に搬送する。</p>

(資料編 資料 8-5 患者の搬送方法 参照)

## 5 し尿及びごみ処理

### (1) し尿処理

#### ア し尿処理の基本方針

し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

#### イ 実施体制

区分	内容
河津町	<p>(ア) し尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用の制限について広報を行う。</p> <p>(イ) 速やかに、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとし、し尿については計画収集が可能になるまでの間、住民に対して素掘、非常用排便収納袋、仮設トイレ等で処理するよう指導する。</p> <p>(ウ) 必要に応じて収集したし尿は埋立て処理を行う。</p> <p>(エ) 処理ができないし尿は、交通事情が復旧次第、委託業者や他市町村の応援による処理を行う。</p> <p>(オ) 仮設トイレ等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、静岡県に応援を要請する。</p>
住民及び 自主防災組織	<p>(ア) 水道施設が被災したときは町からの指示に従って、水洗トイレは使用しない。この場合、し尿は住民がそれぞれ素掘により処理することを原則とする。</p> <p>(イ) 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。</p>

総論	第1章
平時時対策	第2章
地震防災施設緊急整備計画	第3章
南海トラフ地震臨時情報への対応	第4章
連情報及び警戒宣言に係る応急対策	第5章 東海地震に関
災害応急対策	第6章
復旧・復興対策	第7章

## (2) 廃棄物（生活系）処理

### ア 廃棄物（生活系）処理の基本方針

生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

### イ 実施体制

区分	内容
河津町	<p>静岡県が示す処理方針に基づき、また町処理計画に則し、被災状況を勘案したうえで、処理を実施する。</p> <p>(ア) 速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。</p> <p>(イ) 住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選定した処理場に運び処理する。</p> <p>(ウ) 持ち運びの困難な躯体残骸物等は、町が直接仮集積場及び処理場に運搬する。</p> <p>(エ) 消毒用あるいは防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、又処理するよう指導、広報する。</p> <p>(オ) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、静岡県に応援を要請する。</p>
自主防災組織	<p>(ア) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。</p> <p>(イ) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。</p> <p>(ウ) ごみは、町が定めた仮集積場及び日時に仮置場より運搬する。</p>
住民	<p>(ア) 可燃物等自分で処理できる物は努めて処理し、自分で処理できない物は指定された最寄りの仮置場へ搬出する。</p> <p>(イ) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</p>

## (3) 災害廃棄物処理

### ア 災害廃棄物処理の基本方針

- (ア) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物等を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (イ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (ウ) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。

イ 町の体制

区分	内容
災害廃棄物処理対策組織の設置	町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、静岡県が設置する広域の組織に参加する。
情報の収集	町内の情報を収集・把握し、次の内容を整理し静岡県に報告する。 (ア) 家屋の被害棟数等の被災状況 (イ) ごみ処理施設等の被災状況 (ウ) 産業廃棄物処理施設等の被災状況 (エ) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 (オ) 仮置場、仮設処理場の確保対策
発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況を基に、関係機関へ協力を要請する。
災害廃棄物の処理の実施	静岡県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した町災害廃棄物処理計画に則り、被災状況を勘案したうえで、災害廃棄物の処理を実施する。
解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

ウ 企業

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

エ 住民

- (ア) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。
- (イ) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

6 防疫活動

(1) 町が行う防疫活動

- ア 知事の指示により必要な防疫活動を行う。
- イ 津波浸水地域については、被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。
- ウ 知事による「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第31条に基づく生活の用に供される水の使用制限等の措置命令が発せられた場合は、使用者に対し生活用水の供給を行う。
- エ 防疫薬品が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、静岡県に対し供給の調整を要請する。
- オ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
- カ 地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

(2) 住民及び自主防災組織の行う防疫活動

飲食物の衛生に充分注意して、感染症及び食中毒の発生を防止する。

(3) 関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、町及び静岡県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

7 遺体の搜索及び措置

(1) 基本方針

ア 町は、静岡県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。

イ 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。

ウ 町域内の遺体の搜索及び措置は、町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。

エ 町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、「河津町遺体取扱マニュアル」に基づき、遺体収容施設を設置する。

オ 町は、あらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、静岡県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努力する。

(2) 遺体の搜索及び処理の活動等

区 分	内 容
遺体の搜索	町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
遺体収容施設	ア 設置 町は、地震災害が発生し、遺体処理の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
	イ 活動 町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 (ア) 警察の協力を得て遺体措置を行う。 (イ) 遺体の検案、検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 (ウ) 被災現場、救護所、仮設教護病院からの遺体搬送を行う。 (エ) 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を派遣する。 (オ) 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
遺体の処置	ア 町は、自主防災組織、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。 イ 相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に

総論	第1章
平常時対策	第2章
地震防災施設緊急整備計画	第3章
南海トラフ地震臨時情報への対応	第4章
連情報及び警戒宣言に係る応急対策	第5章
災害応急対策	第6章
復旧・復興対策	第7章

区 分	内 容
	基づき火葬を行う。
静岡県への要請	<p>町長は、遺体の搜索、措置、火葬について、町で対応できないときは、次の事項を明らかにして静岡県へ要請する。</p> <p>ア 搜索、措置、火葬に必要な職員等</p> <p>イ 搜索が必要な地域</p> <p>ウ 火葬施設の使用可否</p> <p>エ 必要な輸送車両の台数</p> <p>オ 遺体処理に必要な器材、資材の数量</p> <p>カ 広域火葬の応援が必要な遺体数</p>

### (3) 住民及び自主防災組織

- ア 警察官の指示により、町と協力して行方不明者の搜索を行う。
- イ 行方不明者についての情報を、町に提供するよう努める。

## 8 被災建築物の処理

### (1) 町の行う活動

静岡県及び町は、(社)静岡県建築士会等建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士等により、被災建築物等の把握を行うとともに、必要な処置を講ずる。

- ア 推進条例による知事の指示に基づき、被災建築物の所有者の届けにより、また交通の安全性等を考慮して、処理建築物を決定する。
- イ (一社)静岡県建設業協会(下田地区)へ依頼及び民間業者・自衛隊に要請し、その処理にあたる。
- ウ 処理の決定については、同時通報無線(屋外)や広報車により告知する。

## 9 応急住宅の確保

### (1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル(災害時の応急住宅対策マニュアル)等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

### (2) 町の体制

区 分	内 容
被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮設住宅の確保	<p>ア 建設型応急住宅の建設</p> <p>(ア) 建設を静岡県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。</p> <p>(イ) 建設用地は、あらかじめ定めた建築可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</p>
	<p>イ 賃貸型応急住宅の借上げ</p> <p>借上げを静岡県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</p>

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震関連に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
応急住宅の入居者の認定	<p>ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</p> <p>イ 入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、被災者の犠牲や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</p>
応急住宅の管理	<p>ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。</p> <p>イ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</p>
住宅の応急修理	<p>建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</p>
建設資機材及び建設業者等の調達、斡旋要請	<p>町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して静岡県に斡旋又は調達を要請する。</p> <p>ア 応急仮設住宅の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 被害世帯数（全焼、全壊、流失）</li> <li>(イ) 設置を必要とする住宅の戸数</li> <li>(ウ) 調達を必要とする資機材の品目及び数量</li> <li>(エ) 派遣を必要とする建築業者数</li> <li>(オ) 連絡責任者</li> <li>(カ) その他、参考となる事項</li> </ul> <p>イ 住宅応急修理の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 被害世帯数（半焼、半壊）</li> <li>(イ) 修理を必要とする住宅の戸数</li> <li>(ウ) 修理に必要な資機材の品目及び数量</li> <li>(エ) 派遣を必要とする建築業者数</li> <li>(オ) 連絡責任者</li> <li>(カ) その他、参考となる事項</li> </ul> <p>町長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、静岡県に斡旋又は調達を要請する。</p>
町営住宅等への斡旋	<p>町長は、応急仮設住宅の建設と並行して、町営住宅等の空き家への一時的な移転を斡旋する。ただし、この場合、要配慮者の有無や被害の程度を十分考慮して判断する。</p>
住居等に流入した土石等障害物の除去	<p>住居等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救護活動を行なう。なお、町長は、町のみで対応できないときは、次の事項を示して静岡県に応援を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）</li> <li>イ 除去に必要な人員</li> <li>ウ 除去に必要な期間</li> <li>エ 除去に必要な機械器具の品目別数量</li> <li>オ 除去した障害物の集積場所の有無</li> </ul>

区 分	内 容
建築相談窓口 の設置	<p>ア 町長は建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び制度融資の利用等についての相談に応ずる。</p> <p>イ 町長は、この業務について、町職員のみで対応できないときは、静岡県に対して、必要な職員の派遣を要請する。</p>

## 10 ボランティア活動への支援

### (1) 基本方針

応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや住民団体、NPO等の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。

### (2) 町の体制

区 分	内 容
ボランティアの 受け入れ	<p>ア 健康福祉班をボランティアの受入れ窓口とし、社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア団体のコーディネーターと協議し、避難場所の数や人数を把握した上で適切な配分を行う。 （資料編 資料 6-2）</p> <p>イ 受け入れの可能性のあるボランティアは次のとおり。 （ア）民間の医療ボランティア 診療補助や巡回診療班に区別する。 （イ）福祉ボランティア 手話等：聴覚障害者のいる避難所 その他：高齢者及び介護を必要とする者のいる避難所 （ウ）民間ボランティア 物資供給：町で一括管理し、各避難所へ配分 その他：避難所の規模により配分</p> <p>ウ 各避難所で受け入れたボランティアは避難所に配置された町職員等が統制する。</p> <p>エ ボランティアの宿泊施設及び食料については可能な限り自前とし、その可能性のあるボランティアを優先的に受け入れる。また、宿泊施設等については産業班や教育班と調整し、町内の旅館・ホテルもしくは避難所とする。</p>
町災害ボランテ ィア本部の設置、 運用	<p>ア 町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に、町社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの受付、活動場所の斡旋及び配置調整等を行う町災害ボランティア本部を設置する。</p> <p>イ 町災害ボランティア本部は、町社会福祉協議会、健康福祉班の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。</p> <p>ウ 町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整員として町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。</p>
ボランティア 活動拠点の設置	<p>ア 町は、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</p>

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣 言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

区 分	内 容
	イ 町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
ボランティア団体等に対する情報提供	町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	町は、町災害ボランティア本部及びボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

(資料編 資料 6-2 ボランティア受入れ体制図 参照)

### (3) 住民及び自主防災組織

- ア 各避難所において、住民も組織的に物資搬入、供給等について活動をする。
- イ 住民の統制は自主防災組織及び避難所に配置された町職員が行う。

## 第11節 学校における災害応急対策及び応急教育【防災課、教育委員会】

小・中・高・特別支援学校（以下この節において「学校」という。）の生徒等、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行なうことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

### 1 基本方針

- (1) 町教育委員会は、町立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。
- (2) 町、町教育委員会は、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、静岡県に要請する。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に可能な範囲で協力する。

### 2 計画の作成

#### (1) 災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難所指定の有無等を考慮する。計画に定める項目は次のとおりとする。

- ア 学校の防災組織と教職員の任務
- イ 教職員動員計画
- ウ 情報連絡活動
- エ 生徒等の安全確保のための措置
- オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

#### (2) 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

区分	内容
被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
施設・設備の確保	ア 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 イ 被害の状況により、必要に応じて町又は地域住民等の協力を求める。
教育再開の決定・連絡	ア 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 イ 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

区 分	内 容
給食業務の再開	施設・整備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
学校が地域の避難所となる場合の対応	<p>ア 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</p> <p>イ 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町と必要な協議を行う。</p>
生徒等の心のケア	生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第12節 被災者の生活再建等への支援【防災課、町民生活課、福祉介護課】

り災者のうち援護を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。

### 1 基本方針

- (1) 町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 各実施機関の体制をもってしても、援護措置の実施が困難な場合、町は応援要員の派遣を知事に要請する。
- (3) 町は、速やかに各分野の職員をもって、生活相談所を開設し、県健康福祉センターはこれに協力する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から、順次実効のある当面の措置を講ずる。

### 2 実施事項

- (1) 町、又は静岡県が民間の協力を得て、実施する事項

ア り災者に対する生活相談

区 分	内 容
実施機関	町（被害が大きい場合は静岡県と共催）
相談種目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談
協力機関	静岡県、社会福祉協議会（静岡県、町）、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関

イ り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け

区 分	内 容
実施機関	静岡県（健康福祉センター）
相談種目	町、民生委員・児童委員
協力機関	「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額

ウ り災身体障害児者に対する補装具の交付等

区 分	内 容	
実施機関	児童	町、静岡県
	18歳以上	町
協力機関	児童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
	18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
対 象	り災身体障害児者	
援護の内容	(ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 (ウ) り災身体障害児者の更生相談	

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震  
臨時情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

工 義援金の募集及び配分

区 分	内 容
実施機関	町、静岡県
協力機関	教育委員会（静岡県、町）、日本赤十字静岡県支部、静岡県共同募 金会、社会福祉協議会（静岡県、町）、報道機関、その他関係機関
募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、 協議決定する。
配分方法	関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。

才 義援品の受け入れ

区 分	内 容
実施機関	町、静岡県
協力機関	報道関係、その他関係機関
受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、町のホームページや報 道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努 める。

(2) 民間団体等が他の協力を得て実施する事項

ア り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

区 分	内 容
実施機関	社会福祉協議会（静岡県、町）
協力機関	静岡県、町、民生委員・児童委員
貸付額	「生活福祉資金貸付制度要綱」第5条に規定する額

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第13節 町有施設及び設備等の災害応急復旧対策【防災課、総務課、企画調整課、建設課、水道温泉課、産業振興課】

災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

### 1 無線施設等

#### (1) 静岡県防災行政無線

静岡県防災行政無線（ファクシミリを含む）の作動状態を確認し、障害がある場合は速やかに復旧措置を講ずるよう賀茂方面本部（賀茂地域局危機管理課）に要請する。

#### (2) 町防災行政無線

基地局設備等の作動状態を確認し、障害がある場合は、速やかな措置を講じ、携帯局の通信を確保する。基地局の障害が復旧するまでの間は携帯局を活用し、通信の確保を図る。

### 2 公共施設等

#### (1) 漁港施設等

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により漁港施設等の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、漁港施設等利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。  
また、関係機関に情報を伝達する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

危険箇所の立入禁止措置や水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

ウ 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

(ア) 緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。

(イ) また、漁港施設等利用者に対し、漁港施設等機能の障害になるもの等への早期対策を要請する。

#### (2) 河川及び海岸保全施設

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門管理施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ、2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ(一社)静岡県建設業協会（下田地区）等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

エ 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。

#### (3) 用水路

用水路の被害状況を調査する。

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

(4) 道路

- ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡  
 道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
- イ 応急措置の実施、2次災害の防止  
 静岡県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
- ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施  
 緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。また、迅速な応急復旧のための速やかな工事契約の運用（緊急随意契約）を行う。

(5) 砂防、地すべり及び急傾斜地等

- ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡  
 パトロールや地域住民からの情報連絡等により、指定地域等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
- イ 応急措置の実施、2次災害の防止  
 2次災害のおそれがある場合、危険箇所への立入禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
- ウ 資機材の確保、応急工事の実施  
 2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急工事を実施する。
- エ 住民への連絡  
 避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。

(6) 災害応急対策上重要な庁舎

- ア 被害状況の把握  
 保健福祉防災センター、町役場庁舎及びその他防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
- イ 緊急措置の実施  
 施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

(7) 危険物保有施設

発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。

(8) 水道用水供給

- ア 災害の発生状況に応じ、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。
- イ 被害の拡大防止と応急復旧を行い、給水の確保に努める。

(9) コンピュータ

- ア コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- イ コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

(10) 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。

ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策【防災課、建設課、水道温泉課、ライフライン事業者、伊豆急行(株)】

住民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

第1章 総論	分野 水 道 電力 (東京電力パワー グリッド(株) 伊豆支社) ガ ス 通 信 (西日本電信電話 (株)静岡支店) 通 信 ((株)NTTドコ モ東海支社)	災害応急対策
第2章 平時対策		ア 飲料水の供給は継続するが、被害の状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 送配水施設の被害状況を把握し、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水又は浄水機等により、給水を行う。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
第3章 地震防災施設緊急整備計画		ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めるとともに、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応		ア LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 イ LPガスの施設の安全点検を実施する。 ウ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 エ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
第5章 東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策		ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置を講ずる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービスを提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
第6章 災害応急対策		ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
第7章 復旧・復興対策		

分野	災害応急対策
	<p>ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。</p>
<p>放送 (日本放送協会、 民間放送会社)</p>	<p>ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。</p> <p>ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p>
<p>金融</p>	<p>ア 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。</p> <p>ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ア) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 (イ) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ウ) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等</p>
<p>道路</p>	<p>ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い被害箇所を把握する。</p> <p>イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。</p> <p>ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業界等の協力を求め、必要な措置を講ずる。</p> <p>エ 交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、下田警察署に対し応急復旧工事の実施を要請する。</p>
<p>鉄道 (伊豆急行(株))</p>	<p>ア 不通区間が生じた場合は迂回線区が無理なため、自動車(バス)等による代替輸送の確保に努める。但し、この場合、バス会社と事前の協議を行う。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。</p> <p>ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。</p>

<p>第1章 総論</p>
<p>第2章 平時時対策</p>
<p>第3章 地震防災施設緊急 整備計画</p>
<p>第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応</p>
<p>第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策</p>
<p>第6章 災害応急対策</p>
<p>第7章 復旧・復興対策</p>

## 第15節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 【防災課、関係各課】

第1章 総論	<p>地震防災応急計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。</p> <p>計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、第13節、第14節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、東海地震注意情報発令時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。</p> <p>また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用する。</p>
第2章 平常時対策	<p><b>1 各施設・事業所に共通の事項</b></p> <p>各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。</p> <p>(1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項</p> <p>ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制</p> <p>イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等</p>
第3章 地震防災施設緊急整備計画	<p>(2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>ア 津波に関する情報収集、伝達</p> <p>イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法</p>
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応	<p>(3) 出火防止措置、消防用施設等の点検</p> <p>(4) その他必要な災害応急対策に関する事項</p>
第5章 東海地震 に係る応急対策	<p><b>2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項</b></p> <p>各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。</p> <p>津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。</p>
第6章 災害応急対策	<p>(1) 病院、診療所、スーパーマーケット等</p> <p>ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。</p> <p>イ 地震及び津波に関する情報並びに避難所、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。</p>
第7章 復旧・復興対策	<p>(2) 石油類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p> <p>火災、流失、爆発、漏洩、その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下、転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。</p> <p>(3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業</p> <p>ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。</p> <p>イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 学校・幼稚園、保育所、社会福祉施設</p> <p>避難所、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。</p>

(5) 水道、電気及びガス事業

ア 水道

水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。

イ 電気

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。

ウ ガス

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

(6) 道路

津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第7章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

### 第1節 防災関係機関の活動【防災課、防災関係機関】

町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

#### 1 町の活動

区 分	内 容	
町震災復興本部	設 置	町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、町震災復興本部（以下「町復興本部」という。）を設置する。
	町災害対策本部との併設	町復興本部は、町災害対策本部と併設できる。町復興本部の運営に当たっては、町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮する。
	所掌事務	町復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 町震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 静岡県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 相談窓口等の運営 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
町災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。	
防災会議の開催等	ア 町復興本部が設置された場合、必要に応じ、河津町防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整等を行う。 イ 招集される河津町防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて河津町防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ウ 河津町防災会議は、町復興本部との調整を図る。	

## 2 静岡県警察（下田警察署）

### (1) 社会秩序を維持する活動

本編 第5章 第8節 社会秩序を維持する活動及び本編 第6章 第8節 社会秩序を維持する活動に準じた活動を行う。

### (2) 交通の確保対策

本編 第6章 第9節 交通の確保対策に準じた活動を行う。

## 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

機関の名称	復旧・復興対策
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整 イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の復旧・復興 エ 復旧・復興対策における管区内各県警察の相互援助の調整
総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有資産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局（三島労働基準監督署下田駐在事務所）	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の相談等）
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事 イ 応急用食料・物資の支援に関する事 ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する事

第1章  
総論

第2章  
平時時対策

第3章  
地震防災施設緊急整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震  
連情報及び警戒宣言に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

機関の名称	復旧・復興対策
	<p>工 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>才 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</p> <p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>ク 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
林 野 庁 関東森林管理局 伊豆森林管理署	県及び市町からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給
経 済 産 業 省 関東経済産業局	<p>ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集</p> <p>イ 中小企業の復旧・復興資金の融通</p> <p>ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導</p> <p>エ 電気の安定供給に関すること</p> <p>オ ガスの安定供給に関すること</p>
経 済 産 業 省 関東東北産業 保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること</p>
国 土 交 通 省 中部地方整備局 (清水港湾事務所・下 田港事務所・沼津河 川国道事務所)	<p>ア 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。</p> <p>ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。</p>
国 土 交 通 省 中部運輸局 静岡運輸支局	<p><u>陸上輸送に関すること</u></p> <p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置</p> <p>イ 静岡県からの要請に対する車両等の調達の斡旋</p> <p><u>海上輸送に関すること</u></p> <p>ア 静岡県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 静岡県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>
気 象 庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
海上保安庁第三 管区海上保安本部	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導

機関の名称	復旧・復興対策
(下田海上保安部)	イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
環境省関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

#### 4 指定公共機関

指定公共機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

機関の名称	復旧・復興対策
日本郵便(株) 伊東郵便局 (上河津、河津郵便局)	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
西日本電信電話(株) (静岡支店)  (株)NTTドコモ 東海支社	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当っては、静岡県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
東京電力パワーグリッド(株) 伊豆支社	ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当っては、静岡県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震 連情報及び警戒宣言に係る緊急対策
第6章 災害緊急対策
第7章 復旧・復興対策

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

機関の名称	復旧・復興対策
日本赤十字社 静岡県支部	ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 イ 協力奉仕者との連絡調整
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 復旧・復興時の時節に応じ混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 静岡県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
(一社)日本建設業 連合会中部支部 (一社)全国中小 建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

## 5 指定地方公共機関

指定地方公共機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は、次のとおりである。

機関の名称	復旧・復興対策
静岡県道路公社	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当っては、静岡県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
伊豆急行(株) (河津駅、今井浜海岸駅)	ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当っては、静岡県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
(一社)静岡県LP ガス協会東部支部 (賀茂地区会)	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
(一社)静岡県トラック協会(伊豆支部)	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

機関の名称	復旧・復興対策
静岡放送(株) (株)テレビ静岡 (株)静岡朝日テレビ (株)静岡第一テレビ 静岡エフエム放送(株)	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 静岡県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
(公社)静岡県 栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
(一社)静岡県 建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第2節 激甚災害の指定【防災課】

---

第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第2節 激甚災害の指定に準ずる。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

### 第3節 震災復興計画の策定【防災課】

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、住民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者等の多様な主体の参画が図られるよう努める。

#### 1 町における体制

##### (1) 計画策定の体制

町長は、必要があると認めたときは、副町長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。

##### (2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画により構成する。

##### (3) 計画の基本方針

計画策定にあたっては、「河津町第5次総合計画」（令和3年3月）との調整を図る。

##### (4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

##### (5) 国・静岡県との調整

計画策定にあたっては、国や静岡県等と調整を行う。

第1章 総論
第2章 平時時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣 言に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第4節 復興財源の確保【総務課】

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

### 1 予算の編成

#### (1) 基本方針

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

#### (2) 町の体制

区 分	内 容
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

### 2 復興財源の確保

#### (1) 基本方針

ア 災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。

イ 復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

#### (2) 町の体制

区 分	内 容
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、静岡県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る緊急対策

第6章  
災害緊急対策

第7章  
復旧・復興対策

## 第5節 震災復興基金の設立【会計室】

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

### 1 震災復興基金の設立

- (1) 町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、静岡県内の震災復興基金の設立に協力する。
- (2) 町長は、基金の運用に関して、静岡県と所要の調整を図る。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る心急対策
第6章 災害心急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第6節 復旧事業の推進【防災課、建設課】

基盤施設（道路、河川、農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点も踏まえた速やかな復旧事業の推進を図る。

### 1 復旧計画の策定

#### (1) 基本方針

ア 被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。

イ そのためには、関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

#### (2) 町の体制

区 分	内 容
被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、静岡県の復旧計画と調整を図り、必要に応じ再度災害防止の観点も踏まえた復旧計画を作成する。

### 2 基盤施設の復旧

#### (1) 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

#### (2) 町の体制

区 分	内 容
復旧事業の実施	復旧計画に基づき、静岡県及び防災関係機関と協議の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

## 第7節 都市・農山漁村の復興【防災課、建設課、産業振興課】

被災した市街地、農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

### 1 都市・農山漁村復興計画の策定

#### (1) 基本方針

ア 被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。

イ このため、地域としての面的な被害状況や関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

#### (2) 町の体制

町は、都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

### 2 都市の復興

#### (1) 基本方針

都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

#### (2) 町の体制

区 分	内 容
被害状況の把握	町は、各機関と協力し被害状況調査を行い、静岡県に報告する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	静岡県の都市復興基本計画を踏まえ、また、静岡県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	ア 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第1章  
総論

第2章  
平時時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

### 3 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）

#### (1) 基本方針

都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧だけでなく復興を計画的に実施する。

#### (2) 町の体制

区 分	内 容
被害状況の把握	町は、各機関と協力し被害状況調査を行い、静岡県に報告する。
集落復興基本計画の作成	静岡県の復興基本方針を踏まえ、また、静岡県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
復興都市計画案等の作成及び実施	ア 都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。 イ 都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し、集落復興計画を作成し実施する。
集落復興支援事業の実施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
第5章 東海地震に関係する応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第8節 被災者の生活再建支援【防災課、企画調整課、建設課、町民生活課、福祉介護課】

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、住民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

### 1 恒久住宅対策

#### (1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

#### (2) 町の体制

区分	内容
住宅復興計画の策定	静岡県内の住宅復興計画を踏まえ、また、静岡県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた河津町住宅復興計画を策定する。
静岡県との協議	公的住宅に関する事項等について静岡県と協議を行う。
町営住宅等の供給	ア 他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、町営住宅を建設する。 イ 買取り・借上げ方式による町営住宅の供給を推進する。 ウ 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。
地震保険の推進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努める。

### 2 災害弔慰金等の支給

#### (1) 基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

#### (2) 町の体制

##### ア 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

##### イ 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

### 3 被災者の経済的再建支援

第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援 3  
被災者の援護に準ずる。

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る緊急対策

第6章  
災害  
緊急対策

第7章  
復旧・復興対策

#### 4 雇用対策

##### (1) 基本方針

静岡労働局、公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

##### (2) 町の体制

###### ア 相談業務の実施

町は、雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

#### 5 要配慮者の支援

##### (1) 基本方針

ア 高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

イ 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

##### (2) 町の体制

区 分	内 容
被災状況の把握	<p>ア 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し、静岡県に報告する。</p> <p>イ 情報が不足している地域には補足調査を行う。                      (ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態                      (イ) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況</p>
一時入所の実施	<p>震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。</p>
福祉サービスの拡充	<p>ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。</p> <p>イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。</p> <p>ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。</p>
健康管理の実施	<p>応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。</p>

#### 6 生活再建支援策等の広報・PR

##### (1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

##### (2) 町の体制

###### ア 生活再建支援策の広報・PR

町広報誌及び回覧等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。

第1章  
総論

第2章  
平常時対策

第3章  
地震防災施設緊急  
整備計画

第4章  
南海トラフ地震  
臨時情報への対応

第5章  
東海地震関  
連情報及び警戒宣言  
に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

## 7 相談窓口の設置

### (1) 基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

### (2) 町の体制

区 分	内 容
相談窓口等の開設	ア 町は、発災後の相談ニーズに応じた相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 イ 相談員等の設置にあたり、必要に応じ、静岡県に対して相談員の派遣を要請する。
相談窓口等の業務の遂行	ア 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 イ 静岡県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
相談窓口等の閉鎖等	町は、相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

## 8 保険の活用

### (1) 地震保険の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、静岡県及び町は、その制度の普及促進に努める。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る心急対策
第6章 災害心急対策
第7章 復旧・復興対策

## 第9節 地域経済復興支援【防災課、産業振興課】

被災地域の活性化を図り、町内に活力ある経済社会を実現するため、総合的で、きめ細かな経済支援策を実施する。

### 1 産業復興計画の策定

#### (1) 基本方針

経済復興を迅速に行うため、町と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

#### (2) 町の体制

##### ア 産業復興計画の策定

町は、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

### 2 中小企業を対象とした支援

#### (1) 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

#### (2) 町の体制

区 分	内 容
中小企業の被害状況の把握	静岡県が行う中小企業の被害状況調査に協力する。
事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
支援制度・施策の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を静岡県と連携し周知する。

### 3 農林漁業者を対象とした支援

#### (1) 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

#### (2) 町の体制

区 分	内 容
農林漁業者の被災状況の把握	農林漁業者の被災状況調査を静岡県と連携し実施する。
支援制度・施策の周知	農林漁業者を対象とした支援制度・施策を静岡県と連携し周知する。

### 4 地域全体に影響を及ぼす支援

#### (1) 基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

第1章  
総論

第2章  
平時対策

第3章  
地震防災施設緊急整備計画

第4章  
南海トラフ地震臨時情報への対応

第5章  
東海地震関連情報及び警戒宣言に係る応急対策

第6章  
災害応急対策

第7章  
復旧・復興対策

(2) 町の体制

区 分	内 容
イベント・商談会等の実施	静岡県と連携し、必要に応じ、町独自のイベント・商談会等を実施する。
誘客対策の実施	静岡県や関係団体等と連携し、必要に応じ誘客対策を実施する。

第1章 総論
第2章 平時対策
第3章 地震防災施設緊急 整備計画
第4章 南海トラフ地震 臨時情報への対応
第5章 東海地震関 連情報及び警戒宣言 に係る応急対策
第6章 災害応急対策
第7章 復旧・復興対策